

二〇二二年 三月

二〇二一年度 修士論文

古橋暉克と農談会

——近代農業への道——

芸術環境専攻 芸術環境研究領域
文化遺産・伝統芸術分野

古橋史江

目次

序	一
第一章 幕末から明治初年の暉兒	四
第一節 富国殖産への開眼	四
第二節 政府・愛知県の勸農(業)政策	四
第三節 暉兒と小木曾一家	五
第四節 近隣十二ヶ村での農談会立ち上げ	六
第二章 北設楽郡農談会の設立	七
第一節 郡会・部落会・村会の三層構造	七
第二節 農事周旋人設置	八
第三節 『農談会報告 北設楽郡』の編纂	十
第四節 農談会規則の修成案と暉兒	十一
第三章 老農達の活躍	十五
第一節 「虫害予防方法の議定」への対応	十五
第二節 老農達の取り組み	十七
第三節 老農同士の交流	十七
第四章 北設楽郡農談会の影響	十八
第一節 愛知県及び県内他郡への影響	十八
第二節 三河農会及び県農会設立	十九
結	二十
註	二十一
図版	二十四

農談会は明治十年代に全国各地の農村で農事改良を目的として開かれた会合で、農産物の栽培法の交流や種子交換などが行われた。その中心的な役割を果たしたのが老農や篤農家である。北設楽郡の農談会は愛知県で最初に設立されたもので、全国的にみても極めて早い事例であった¹。

明治十一年（一八七八）五月二日に、江戸時代中期から酒の醸造業を営む古橋家六代暉兒（てるのり）が呼びかけて、十三人の村民が集まり、第一回農談会が古橋家の座敷で開かれた。明治二十一年（一八八八）一月までの間、近隣村々の代表者である老農の名前と各人の発言内容を、会頭として暉兒が手書きで記録した『農業会雑誌』²が筆者宅に遺されている。これを基に、あわせて筆者宅蔵の手書き史料と印刷された史料の関係を読み解き、愛知県北設楽郡の農談会がどのように組織化されたのか。また、先行研究が示すように、農談会において行政側の指導性が強まり³、老農の個別具体的な経験技術の交流は薄れてしまう⁴という事実があったのか。そして、農談会を立ち上げた暉兒の思いとは何であったのだろうか。以上について明らかにすることを本論の目的とする。

本論での「老農」は、長年農事に携わってきた経験を基にして農事改良に意欲をもつ人々であって、特に地主とは限らない。暉兒はこの時六十六歳であった。

「農談会」は広く政府・県主催で開かれているが、本論では老農が自主的に開いた会について論述する。主催者を明確にして記述する。

尚、昭和二十一年（一九四六）に暉兒の孫である道紀（ちのり）の遺言により、古橋家資産の大半を遺贈して財団法人古橋会を設立し、平成二十四年（二〇二二）に公益法人制度改革により、一般財団法人へ移行認可を受けた。そのため筆者が本論中に用いている史料は全て一般財団法人古橋会所蔵となっている。本論に入る前に、史料の説明をする。また、史料の表題は他の史料と区別するために、原文のまま翻刻し、農事を話し合う会は「農談会」に統一表記とする。三河農会、県農会はそのままの表記とする。翻刻の際には、筆者が読点を付し、常用漢字を用いる。わかりにくい表現には、括弧書きで意味又は振り仮名を加筆する。

先行研究について

高木俊輔『明治維新と豪農 古橋暉兒の生涯』⁵は、幕末から明治維新にかけて活躍した暉兒が遺した日記を分析し、その足跡をまとめている。天保二年（一八三三）自家の経営不振の時に家督を継ぎ、家政改革に着手した。天保五年に稲橋村共有山への杉苗植林を村方共同で行い凶荒の備えとした。天明期の凶作による村人の離村、文化期の小作騒動、文政期の村共有山の木材売却によって小前から訴えられるという先代の経験から、暉兒には「村落の安定なしに自家の安定もない」という村方地主としての考えがあった。明治元年に役所から三河県に出仕を命ぜられ、ここに判事として赴任した土肥大作に物産蕃殖の重要性を説かれた。混乱と動揺の民衆生活を安定させるには、殖産富国の方向しかないことを暉兒に確信させた。「老農的立場の暉兒・義真父子の主導で始まった農談会も、義真が北設楽郡長となって行政的な立場からとり上げるようになったこと、郡会、県会で議論にのせていく時に共通のテーマが必要となり、上からテーマが設定されるようになるなどして、農談会は老農的立場から関わるはんい（ま）が狭められていき、急速に行政側の指導性が強まった。」としている。

乾宏巳『豪農経営の史的展開』⁶は、明治初期に暉兒が興した殖産事業の内、養蚕業の展開について考察し、「繭・生糸は横浜から輸出する商品となり、成果を挙げている。この頃、息子や分家・別家という古橋家同族団が村落行政を支配し、村落上農層を形成している中で殖産事業が推進された。桑苗植付の失敗や茶価暴落による挫折の危機の時に、老農の体験的技術の伝習によって打開しようとしたのが農談会の創設である。しかし老農のもつ狭い体験談では説得力に乏しく、農民の実行を期待できなかった。そこで行政権力と結びつき通信人・周旋人の設置と、巡回監視による強制である。」⁷「老農的立場の古橋暉兒の発議によって始まった農談会も、嫡子である当主義真が北設楽郡長の立場から取りあげることによって、急速に行政ベースに転化していったのである。」としている。このように乾氏は暉兒が行政側と一体となり、村民に農事改良を強制したと述べている。

國雄行『近代日本と農政 明治前期の勸農政策』⁷は、明治前記を二く六年の民部・大蔵省期、七く九年の内務省勸業寮期、十く十四年の内務省勸農局期に分け、それぞれの時期に明治政府が目指した富国の実現に向けてどのような政策が

実行されたかを考察している。明治前期の日本における食料供給源と財源(地租)は農業に依存しており、外貨獲得と正貨流出防止(輸出作物と輸入作物育成や士族・窮民の雇用創出(荒蕪地開墾)の為に)も農業振興は重要課題であった。政府は各地に残る米穀偏重という旧慣習を除き在来農業は否定せず、それに関わる人、植物、農具、農談会に類する会等は継承し、活用した。これら在来農業に不足している部分に西洋農業を導入した。西洋の農業制度も取り入れ、これを体系的に運用(農区・農事通信・勸業諸会等が相互に連携)することにより、勸農事業を系統的に管轄(政府―府県―郡村)し、勸農政策を効率的に推し進める仕組み作りをした。農業振興とともに、農民に報国心を植込み、国家に取り込もうとしたのである、と書いている。

伴野泰弘「明治一〇年代の愛知県における農事改良運動の展開(一)〜(四)―「老農時代」をめぐる―」¹³は、愛知県における農事改良運動、勸業諸会(農談会・種子交換会)を分析している。「日本近代農学の歴史的原型」形成以前の時期¹⁴「老農時代」における「経験農法」「在来農学」の展開を、一個の独自の意義をもつたものとして歴史的に位置づけることも、あながち不当ではないであろう。北設楽郡農談会が県下全域、特に三河を中心とした各郡へ広がっていく際のモデルともみなされた。この北設楽郡の事例の意味を確認する必要があるとし、乾宏巳『豪農経営の史的展開』¹⁵を引用し、郡レベルの農談会が農民的・生産者の側面と行政的・統制的側面の矛盾を抱えていた¹⁶、と書いている。

『愛知県史』資料編28農林水産業近代5では、明治二十年代前半までの明治前期は、行政機構でも政策でも基本線が定まらず、むしろ、現場の農民の試行錯誤に委ねられる傾向が強かった。たとえば農事通信、勸業会、農談会などはいずれも、政府・府県庁・郡役所などの行政側が舞台を設定するが、そこに担い手として登場するのは各地域に居住する地元の篤志家、有力者、老農などである¹⁷、としている。

『愛知県史』通史編6近代1では、明治二十七年(一八九四)十二月に、県は第二回愛知県勸業諮問会を開催し、県農会の設立を諮問した。それまで県は農会設立を民間の自主的な動きに任せていたが、日清戦争勃発を受け、末端町村から農業界の組織化を進めていった¹⁸、としている。

本論で用いる古橋会蔵の史料について

史料が冊子の場合には『』、薄冊は「」で表記する。

(一)『積小録』

明治十一年の時に奇特書(明治十一年七月明治皇帝御巡幸之際取調)を出させられたことが、伝記形成の最大の契機となった¹⁴。明治天皇が北陸東海道巡幸の時に履歴書(奇特書)の提出を求められている。愛知県博覧会もこの時に開設されており、前述の暉兒自筆稿の「農業会雑誌」に「天皇陛下龍駕ヲ愛知県庁ニ駐メ給ヒシトキ遇愛知県博覧会之挙アリ、其際余モ亦龍駕ヲ拝シ且博覧会參觀ノ為出頭セシ」と、天皇巡幸の記載がある。この後暉兒は徐々に自分の伝記を書きためた。これを佐藤清臣¹⁵が清書したものが『積小録』である。そして義真は、明治十九年、二十年の頃、明治十四年生まれの子唯四郎(道紀の幼名)に教える為にも、先祖を回想し伝記づくりに力を尽くしている。それは天明飢饉から一〇〇年、天保飢饉から五〇年たつて、村の共有山に飢饉に備えて植えた木が成長し、伐木可能になった。この時に先祖履歴調査をすすめ、一家一同の団結強化のために共同学習がすすんでいる¹⁶。

(二)『愛知県北設楽郡農談会沿革』

この史料の表題は「北設楽郡農談会、養蚕、製茶、烟草、山林、産馬沿革」で、それぞれの内容は、農談会沿革(明治十一年〜十四年)、養蚕沿革(明治十五年)〜明治十五年)、製茶沿革(明治四年〜十三年)、烟草沿革(明治十一年〜十五年)、山林沿革(明治十五年)、産馬沿革(明治十年〜二十年)、括弧内の年代の記述になっている。始めの年代が表記されていないものは、中世・近世にさかのぼって歴史的経緯が記述されているためである。またそれぞれの項目ごとに筆跡が違っている。時期が伝記作成に熱意のある時と重なっているため、事跡をまとめておこうとした様子が見える。

(三)『農業会雑誌』

明治十一年(一八七八)五月二日に近隣十二ヶ村の老農が集まった初回から、明治二十一年(一八八八)一月(最終は出席者名のみ記載)までの間の農事について話し合った農談会の記録である。「発言者名 曰く 発言内容」という形式で表記されており、誰が何を言ったかがわかる。会頭の暉兒が、決定事項の経緯や自身の考

えを交えて手書きで記録している。

(四) 「農談会開設由来」

明治十三年(一八八〇)に、暉兒が農談会開設の契機とその思いを書いたものである。

(五) 『農談会報告 北設楽郡』

明治十二年(一八七九)八月に開催され第一回農談郡会から同十八年(一八八五)の第十二回農談郡会の決議事項を印刷したものである。こよりで一綴りになっている。第二回と第七回報告は欠落しているが、『稲武町史』資料編近現代に翻刻され掲載されているもので補った。

(六) 『当村農会創設以来農談会議決筆記』

明治十一年(一八七八)五月二日の農談会初回から、農談村会・部落会での決定事項が詳細に書かれている。農事着手順序・稲種撰方法・害虫予防駆除法・麦についてなどである。しかし多くの事柄に日付が表記されていないため、筆者作成の「表1農談会と議決書」に記述出来なかった。

(七) 『農業会議決書留』

前記史料(六)と同じである。後述する農談郡会・部落会・村会を媒介したと考えられる史料であるため二冊存在するのうなずける。表記内容には違いがあるため史料(六)と(七)とで補完して本論に活用した。

(八) 「農事実況調査」

明治十二年(一八七九)九月に農事周旋人が各村の稲と煙草の実況を巡視し、郡長に届け出た史料である。

(九) 「種撰法」

明治十六年(一八八三)農談会議決の史料である。苦塩にがり汁に水を加え種籾を入れ沈むものを撰ぶという稲種撰法が書かれ、農事改良試作人心得と組合十二ヶ村試作人名が綴り込まれている。これまでの話し合いを基に、合意を得た方法で試作を行っていることがわかる。

(十) 各村農事周旋人ヲ設置スルノ議

暉兒は規則の前に序文を書いている。各村に農事周旋人設置を決めるに至った理由を述べている。史料(十)(十一)(十二)(十五)(十六)(十七)は、農談郡会の開設

時に作成されたもので、『農談会報告 北設楽郡』の最後に綴り込まれている。

(十一) 農事周旋人選挙并費用支給規則

農事周旋人の選び方と手当についての規則である。

(十二) 農事周旋人心得書

農事周旋人の任務を明文化している。

(十三) 「農談会報告編纂綱領」

第二章第三節で詳述する。暉兒がどのように『農談会報告 北設楽郡』を編纂したかについて書かれている。

(十四) 「愛知県北設楽郡農談会規則修成案」

印刷された『農談会第五回報告 北設楽郡』の後に綴られた「愛知県北設楽郡農談会規則修成案」と同じものが、暉兒の手書きで遺されている。「修正」ではなく暉兒表記のまま「修成」とした。

(十五) 農談会ヲ開設スルノ議

北設楽郡農談会郡会・部落会・村会規則の序文である。農談会開設の理由について書かれている。

(十六) 虫害駆除費賦課ノ議

虫害駆除費賦課規則の序文である。県から虫害駆除費賦課の布達を受けて規則を作ったと書いている。

(十七) 虫害駆除費賦課規則

県よりも早く規則を作っている。

(十八) 『愛知県勸業雑誌』一号

明治十三年(一八八〇)九月に愛知県勸業課が刊行した雑誌である。筆者が本研究開始後、古書店で購入した。

(十九) 『北設楽郡疲弊挽回之意見』

明治十八年(一八八五)七月二十四日に、暉兒が書いた意見書である。この日は初代義次の命日の前日であり、夕刻から近親者が集まって先祖を偲ぶ会が開かれる特別な日である。集会の人々に語ることを念頭においたものだと推察される。

(二十) 『明治二十六年ヨリ 記録留 三河農会』

三河農会設立時の記録である。

第一章 幕末から明治初年の暉兒

幕末の暉兒について記述する。文久三年（一八六三）には、將軍家茂の上洛があり、奥地の者も助郷（宿駅への人馬供給）にかり出された。同年八月二十九日、暉兒は稲橋組合村の惣代として、助郷免除嘆願のため、江戸へ出発している。江戸着の翌日から、奉行所の元締と思われる複数の人物と面会し、嘆願活動の幹旋依頼や書面書き直しを教えられ、十二月十日にほぼ希望通りの成果をあげ帰村している。この江戸滞在中の文久三年（一八六三）九月に、三河国吉田町の神明社の神主であり、国学者平田篤胤の門人である羽田野敬雄¹⁾の紹介により、暉兒は篤胤の娘婿である平田鉄胤を訪ね、平田篤胤没後門に入門している。これは、当時の知識人の仲間入りをしたことを意味する。明治維新の原動力ともなった思想を学ぶことで、幕末から明治への変革期を主体的に活動出来たと考えられる。さらに国学書や儒学者、勤皇家の書画書籍を購入した。この頃、暉兒は三河勤王家として同志の間に知られ、尊攘派の志士が幕吏の追手を逃れて頼ってきた。こうして暉兒の視野は広がり、村・郷から国内政治や外国事情へ関心を向けていくことになる¹⁾。また書籍・書画の収集は息子義真（一八五〇〜一九〇九）、孫道紀（一八八一〜一九四五）にも受け継がれていく。

第一節 富国殖産への開眼

暉兒は明治初年から茶・桑を試植し、茶園経営・養蚕事業・煙草栽培・植林・産馬（主に息子義真が手掛ける）を行っており、それぞれ暉兒独自の思いがあつて始めている。以下暉兒が殖産を目指す契機になったこと、養蚕事業について記述する。

明治維新後、慶応四年（一八六八）五月五日に旧幕府代官は廃止され、六月九日にこの地方に三河県の設置が決まり、八月二二日に暉兒は新政府側から旧幕府代

官赤坂役所へ呼び出しを受け、三河県捕亡方御用掛として出仕することになった

19。ここで三河県の判事として赴任してきた土肥大作と出会った。暉兒自身の後

年の回顧録である『積小録』によると、土肥大作に三河の振興策を問われた暉兒は、「勤儉の二文字」をもって答えたところ、それでは回答にならない、①徳川氏の出身地三河は諸藩・旗本・寺社領が錯綜していて人心にまとまりがない、②殖産がない、③古い習慣にそのまま従い積極性がない、この三つの弊を除き、物産を興隆するときには、他国と並ぶ事もできる、との指摘を受けた。明治期の暉兒の生き方、精神である富国殖産中心の考え方に大きな影響を与えた²⁾。

明治二年（一八六九）六月に三河県が伊那県に統合され、伊那県は三河国内の管轄地管理のため、九月に加茂郡足助に足助局を設置する²⁾。足助局の官員の多くは、三河県時代から引き続き勤務であり、暉兒もそのひとりであった²⁾。この頃暉兒は、茶実を試植して郷土の土地に適するものを確かめ、明治三年（一八七〇）には、農商務大書記官の岩山敬義が書いた「牧羊建白書」を読んで、輸入超過という貿易不均衡の現実を知り、製茶による輸出の振興を考えるようになる。明治五年（一八七二）、伊那県足助局廃止という機構改革により、足助局に組み込まれていた三河部分が新設の額田県に移管されることになり³⁾、六十歳となった暉兒は稲橋村へ帰った。ここで平田門における尊王攘夷論によって、外国の圧力に対して攘夷をむき出しで唱えるのではなく、開産し、殖産して国力をつけることが必要だと考えるようになる。帰村早々に私財を投じて茶の実を買い、村民に配布しその栽培を奨励した。

明治三年（一八七〇）に、前述の羽田野敬雄は『参河国養蚕由来記』²⁾（後に『三河蚕糸考』と改題）を著し、「伊勢神宮献糸の古典を復活しては如何」と暉兒に送った。この著作を手にした暉兒は、初めてこの地方の気候風土が養蚕業に適しており、昔は大いに栄えたことを知り、是非復興したいと考え、「三河国養蚕意見書」²⁾を書いた。明治八年（一八七五）には桑苗を自費で購入して近隣村各戸に配布して植え付けを督励し、先ず養蚕の基礎をつくった²⁾。明治十一年（一八七八）に、名古屋養蚕所から教師を迎え稲橋養蚕所に男子生徒八名、武節町養蚕所に女生徒十四名を養成した²⁾。

第二節 政府・愛知県の勸農(業)政策

明治前期の日本における食料供給源と財源(地租)は農業に依存していた。政府は輸入超過と国内産業不振という状況を打開するために内務省を設立して殖産興業

政策を推進した。内藤新宿試験所、三田育種場、駒場農学校、下総牧羊場を設置した。この他にも、西欧の勸業諸会を模倣して博覧会や共進会、農談会、農事通信、農区等を導入した。

幕末から日本は万国博覧会に人を派遣し美術品を出品していた。この万国博に
ならった政府主催の博覧会は、明治十年(一八七七)の「第一回内国勸業博覧会」
(上野公園)が最初である。この内国博は出品者に好意的に受け入れられ、その存
在は国民に認識された。幕府は物産や人物が藩と藩の間を行き来することを統制
したが、維新後は人とモノの自由な往来が可能になったのである。内国博覧会は、
政府のお墨付きの殖産振興イベントで、地方自治体や民間主催の博覧会が全国各
地で開かれた。また、出品物の適期や適地を考慮でき、出品人・審査員・観覧者
を專業者で占有するため專業者会議の併設が可能である共進会も開催される。こ
れは、小規模なので地方自治体による開催も容易であった²⁸。暉兒自筆稿の『農
業雑誌』に記載されている明治十一年(一八七八)愛知県博覧会は、この年に名
古屋門前町(現中区)の総見寺境内に名古屋博物館が建設され、開館を記念して九
月十五日から十一月三日までの五十日間開催されたもので、図版「明治十一年愛
知県博覧会独案内」の現物を名古屋市鶴舞中央図書館が所蔵している²⁹。これは
県主催であり、洋種小麦種子と並んで県内外の各種稲種も相当数出品されており、
これらは自由販売されていた。こうした経験は、十三年以降の郡レベル種子交換
会盛行の下地となった³⁰。稲橋村養蚕所の成繭と生糸が出品され賞牌を受けてい
る。また翌十二年の横浜において、九月の製茶共進会に古橋家から製茶を出品し
³¹、十一月の糸繭共進会に繭及び生糸を出品し、繭は三等一名、四等一名、生糸
は三等一名の成績をおさめている³²。

明治十一年一月に農事通信制度が発足した。農事通信仮規則によれば、農事通
信には勸農局報告と府県通信があり、それぞれ臨時報(臨時報は氣象異常や虫害等
の緊急報告)・年報・月報(農況や勸農事業の通常報告)を発行してそれらを往復す
る。さらに、勸農局は内外の農業記事と府県通信から得た情報を選択・要約した
記事を府県に通信することとされた³³。

明治十三年(一八八〇)五月、勸農局長品川弥二郎は府県における農談会設立を奨
励する照会を発した³⁴。國雄行氏は「明治政府が西洋農業をモデルとした勸業諸
会を導入する前に、すでに日本では共進会や農談会に類した勸業諸会が開催され

ていたのである。そのため政府が全国普及をはかった農談会が比較的円滑に郡村
に受容された³⁵。」と書いている。後述する暉兒が農談会を開設する契機となつ
た、越後国の桂氏が主催する農談会がこの事例である。翌十四年(一八八一)内務省
は全国農談会を浅草本願寺に開く。ここに愛知県代表として小木曾一家が招かれ、
他の老農とともに講演を行った³⁶。これについては第三章第三節で詳述する。

第三節 暉兒と小木曾一家

暉兒と小木曾一家³⁷との出会いの様子が『愛知県北設楽郡烟艸沿革』³⁸によつ
て分かる。維新以前から本郡煙草は特有物産であり、主に紀州熊野の漁師向けに
販売していた。明治十年(一八七七)に大野瀬村農小木曾一家が暉兒を訪ねるに
は、「長年煙草栽培の業に就いてきたが、世事に尽力したいと考える。最近横浜か
ら日本煙草を外国に輸出すると聞いた。輸出向けの葉の撰び方等を調べるための
周旋を給わりたい。」ということだった。暉兒は其の志を喜び、そして当時十四区
区長だった源六郎(義直)は煙草景況取り調べを愛知県に上申した。本県は勸業課六
等属則武鉄蕉を横浜に派遣し、則武は煙草商人と面談し、「毎年八月は当地煙草撰
葉の季節であるので、その時に生産者に撰葉方法を目撃させ改良の順序を得ると
良い」との回答を得た。そこで同年八月に小木曾一家は横浜出張を命じられ八日
間の滞在後、三河宝飯郡三谷村の煙草栽培者を紹介され、小木曾は三谷村へ趣き
撰葉法を伝習して帰り、盛んにその改良方法を村内各戸に普及させた。同十一年
本県第二課附属となり煙草を担当する³⁹。

『愛知県史』によると、「同十一年一月より勸農局と府県庁との間に於いて通信
質問の便を開き、さらに同年二月に愛知県農事通信仮規則を設け、県下に通信者
を置いた。農事通信仮規則の第一条に各通信者は其の区内農事の景況と本人農事
経験の始末を記載し之を第二課に通信し、第二課は右通信中の要件を採り本課の
意見を加え之を勸農局に申報すべし」とある。第十四区(同十一年七月の郡区町村
編制法により北設楽郡となる)の通信者は村松与三であるが⁴⁰、明治十一年五月二
日の十二ヶ村での農談会開催時は、第二課附属兼農事通信者小木曾一家となつて
おり⁴¹、「甲第百九十七号 明治十四年十月十九日 愛知県農事通信規則」では
「今般勸農事務改正ニ際シ農事通信者ヲ廢シタリ、因テ更ニ勸業課ト各郡区勸業

用係稼穡担当トノ間ニ通信ノ法ヲ設ケ之ヲ継承セシム」として北設楽郡大野瀬村
小木曾一家とある⁴²。通信者を各郡区勸業用係稼穡農業担当として仕事を継続
させるという布達である。通信者が村松与三から小木曾一家に代わった事情が分
かる史料は、今のところ見つからない。以上のように農事通信者は政府の機
関である勸農局と愛知県第二課(勸業課)が置いた役職である。この後小木曾は暉兒
と共に農談会を立ち上げ、県に通信者会議開設の提案をし、明治十八年(一八八五)
に県令から褒賞を授与されており⁴³、その時の理由書でも彼の業績は明らかであ
る。そのため本論の複数の節で取り上げる。

第四節 近隣十二ヶ村での農談会立ち上げ

明治十一年(一八七八)の稲橋村での農談会開設について、暉兒自筆稿「農談会開
設由来」⁴⁴では次のように書いている。

世治リ民富メハ則チ倦怠奢侈ノ念生シ、世乱レ民苦メハ則チ惡質邪氣ノ念起
ル

世治まり民が富めば怠惰と贅沢の思いが生じ、世が乱れば民は悪質邪悪の思
いが起きると始まり、嘉永元年(一八四八)に、よく農務に従事し、一種特別の品物
を生産する者、あるいは品行方正にして農務に従事する者を選び、これを賞与し
て、倦怠(なまける)と奢侈(度を超して贅沢なこと)の弊風を矯正しようと企てた
が、作徳米(小作人から取る小作米)を増収する企てであろう、と隣村の人民に悪評
のため一年余りでこれを廃止した。

偶 佐藤清臣ナル者、北越ヲ遊歴シ越後国新津村桂氏ノ門ヲ過キ農談会

ノ説ヲ聞キ帰リテ予ニ語テ曰、越後桂氏ハ豪邁ナル人ニシテ国家ノ盛衰自ラ
任ス、其語ニ曰ク、富国ノ方法ヲ計ラント欲セハ農事ヲ興スニ如ナシ、農

事ヲ起スハ農談会ヲ開クニ如カス、故ニ農談会ヲ開キ農民ヲ会シ之ニ飲食ヲ
与へ、専ラ人心ヲ團結シ、農事盛大ヲ企図ス
予之ヲ聞テ大ニ感激シ直チニ農談会ヲ開設セント欲ス

たまたま佐藤清臣が北越を遊歴し、越後国新津村桂氏の農談会の説を持ち帰
る。桂氏は志が高く、国家の盛衰を自身の務めとし、富国の方法を計ろうとする
なら農事を興す、そのためには農談会を開き農民を集会し、飲食を共にして人心
を團結し、農事盛大を企てるのが重要である。暉兒はこれを聞き感激して、農
談会を開設しようと思った、と書いている。

明治十一年(一八七八)五月二日午前十一時、祠堂松井春城に農事盛大を神明に祈
願してもらい、午後一時より会員一同が神社に昇殿し祈願の後、古橋家の座敷に
於いて第一回農談会が開かれた。会頭は古橋暉兒、第二課附属兼農事通信者の大
野瀬村小木曾一家を始め、稲橋、夏焼、野入、川手、押山、御所貝津、小田木、
中当、桑原、武節町から一名、黒田村のみ二人の合計十四人が集まった。話し合
われたことをまとめて「議決書」を作っている。この「議決書」は、第二章第一
節で記述する郡会・部落会・村会を媒介する役割を果たしていくことになる。

暉兒自筆稿『農業会雑誌』によると、同年十月愛知県博覧会が開催されている
時に、県下各通信者を集合して、第二課(勸業課)長の光永弘通が「富国トハ如何シ
テ可ナルヤ」と問いかけた。様々な意見が出た後

然ルニ我郷里小木曾一家氏ノ論タルヤ曰ク、目下富国ノ急務ハ農会ヲ開ニ
如ザルベシ、其ハ我郷里稲橋村古橋暉兒氏ノ發起ニテ既ニ、本年五月二
日ヲ以テ農会ノ端ヲ開キ、或ハ討論或ハ質問以テ各自実施ノ経験ヲ互ニ授受
シ、收穫ノ利潤ヲシテ益多カラシメント欲スニハ如何

との発言がなされた。これに対し光永弘通は、「小木曾氏ノ発言ニ決シ爾來春
秋二季ヲ以テ、通信者会議ヲ開カントス」と決定した。小木曾一家の発言は、

「目下富国の急務は農談会を開くことである。本年(明治十一年)五月二日に我が郷里稲橋村で、古橋暉兒氏の發起で既に農談会の端緒を開き、討論・質問をして各自実施の経験を授受し、収穫益を上げようとしている。そのようにしては如何でしょう。」である。この小木曾の発言を受けて課長は「春秋の二季、通信者会議を開く」ことを決めたのである。この通信者会議は、愛知県主催であり、第一章第三節で記述した各郡の通信者が集まる会議である。ここには北設楽郡の通信者である小木曾一家が出席する。暉兒が村人に呼びかけて開いた農談会とは別のものである。

第二章 北設楽郡農談会の設立

近隣十二ヶ村で立ち上げた農談会が契機となつて郡会へと発展し、郡会・部落会・村会の組織化を図り、その規則を作成し、話し合いの結果合意した決定事項を『農談会第一回報告 北設楽郡』⁴として編纂する過程を記述し考察する。

第一節 郡会・部落会・村会の三層構造

暉兒自筆稿『農業会雑誌』の明治十二年(一八七九)三月、二回目の農談会の最後に暉兒が書いている。

此農会ヲ開クト雖、集合ノ諸君ハ 膽ニ覚知スル所、解ナカラズ然リト雖、又諸君己村ニ帰り村民ニ説ト雖、村人愚ニシテ聞クコトヲ欲セズ、故ニ向山ノ風ニシテ更ニ徹底セス、^(あぜ) 挙テ今村会ヲ開キ其議決ヲ部落会ニ持参討論シ、尚郡会県会ト波及シ其議決タルヤ何町村甲タリ、何町村乙タリト勸ヲ付、其後村中一同ニ説明シタルトキハ、^(たとい) 仮令ヒ愚ト雖、己ガロヨリ発言セシ義モ 有、之節一同ニ徹底セハナラン、因テ前陣如クシテハ如何

この時すでに暉兒は、村会での議決を部落会に持参討論し、郡会・県会に波及させることを考えている。村会の村人自身の発言が部落会・郡会へ波及し、郡会

でその議決が通れば村中一同に説明し、多くの人と共有できる。そうなればより徹底したものになると考えていた。江戸時代は、藩を超えての活動が制限されていたが、明治になり日本という統一国家となった時、農業生産力を上げ飢える人々をなくすためにするべきことは何か、それは人々が長年の経験から得た知識を持ちより、互いに交流し、更により良いものを見つけ、共有することが重要だという考えを持っていた。また、村の人々も暉兒の呼びかけに答えて熱心に話し合いを行い、村の編纂物とも言える『農業会雑誌』を作っている。この前年明治十一年(一八七八)七月二十二日、政府の定めた地方制度である郡区町村編成法により郡が行政区画として復活し⁴、十四区区长だった息子義真が北設楽郡長になる。

『北設楽郡農談会沿革』⁴⁷には、以下のように書かれている。

明治十二年春当時郡長古橋源六郎(義真)、郡内各村戸長ヲ会シ農談会開設得失ヲ謀ル満場賛成議決ス、因テ各村農事周旋人設置ノ議、同撰挙並費用支給規則、同心得書、農談会開設ノ議、農談村会同部落会同郡会規則、虫害駆除費賦課ノ議、同賦課規則ヲ草シ再ヒ会議ニ附シ評決ス、当時村会ハ毎村ニ開設シ、部落会ハ郡内ヲ五部ニ区画シ

郡長であつた息子義真が行政の立場からも取り上げ、郡内の戸長会で、農談会開設の得失を謀つたところ満場一致で賛成を得る事が出来、各規則を作り戸長会議に附し評決するという事である。発足当時村会は毎村に開設し、部落会は郡内を五部落に区画していたことがわかる。「図1明治十二年八月から十四年十月までの組織図」を筆者が作成し、添付資料とする。

過去暉兒は、自分一人が動いても、人々が自分と気持ちを一つにして行動してはくれないという経験を何度もしている。例えば農事に優れた者を賞与しようとする、「作徳米を増収しようとしているのだから」と悪口を言われ、私費で買って配った苗木を枯らされてしまつたりした。村人に生活の改善に向けて、自ら力を尽くすようになってもらうには、行政に動いてもらう事が重要であるという認識を強く持っている。

県の勸業課刊行の『愛知県勸業雑誌』一号(第三章第一節で詳述する)に以下のよ

うに紹介されている。

明治十二年八月ヲ以テ更ニ村会部落会郡会ノ三等ヲ創定シ、爾來毎年春秋兩度ニ之ヲ開設ス、即チ本県農談会ノ嚆矢ニシテ実ニ近來ノ美挙トス

これによつて明治十二年八月に第一回北設楽郡農談会が開かれ、郡会・部落会・村会の三層構造となり、その後春秋二回開催されたことがわかる。

三層構造の農談会と議決書の関係を筆者が「表1農談会と議決書」にまとめた。郡会開催の日付が記載されていない場合は「未詳」と書き、規則に書かれている開催期日から類推して括弧内に開催月を記述した。農談郡会には、会頭の記載がない。しかし、第二章第三節に記述する郡書記官からの暉兒宛ての書簡⁴⁸によつて、暉兒は農談郡会に出席し筆記をしていることがわかる。『当村農会創設以來農談會議決筆記』⁴⁹と『農業會議決書留』⁵⁰には、農事着手順序・稲種撰方法・害虫予防駆除法・麦についてなどの農談村会・部落会での決議事項が詳細に書かれているが、多くの事柄に日付が表記されていないため、「表1」の「村會議決」・「部落會議決」の欄に記載出来なかつたのは残念である。「村會議決」の欄に明治十二年九月「農事実況調書」⁵¹と明治十六年「種撰法」⁵²の史料を基に實際の活動を記述した。明治十二年には、次節で詳述する農事周旋人が、稲と煙草の状況を巡視し等級を付けている。同十六年には、改良と話し合いを重ねて決定した稲種撰法で試作を行っている。

村会で決まったことを議決書にまとめて、村会の代表者がそれを持って部落会に出席し、部落会での議決書を代表者が持つて郡会に出席し、郡会での議決事項をまとめて『農談会第一回報告 北設楽郡』として印刷し配布する。

農談会開設当初から稲種の選び方は常に議題に上がっており、農民達の重要課題であつたことがわかる。特に青木治郎吉撰稲法は、稲株の中から雌穂を見極める必要があり、そのため明治十二年(二八七九)十月に北設楽郡長古橋源六郎(義真)が「物産持参」の論述を出している⁵³。来春村会、部落会、郡会に各居村の稲穂、物産見本を持参し、現品比較品評をするという内容である。老農の活動に協力している。

第二節 農事周旋人設置

暉兒自筆稿『農業會雜誌』の明治十二年(二八七九)九月の部落会では、暉兒は次のように書いている。

本年春ヨリ郡役所に於テ戸長会アリ、然ニ本会ノ可ナルヲ知り、遂ニ郡内

開設ト内決セラレ 襄(じやう) (上に通じて)ニ町村会ヲ開キ、遂ニ吾曹(わがしら) (吾が仲間)ノ

持論ナリシ村会ヲ開キ、其議決を部落会ニ持参討議シ、尚広ク郡会県会ノ波及スルニ決セリ、是本日部落会ノ挙アル所以ナリシ、其草案ヲ各村ニ備ヘテ各村ニ農事周旋人ヲ設置セリ、是本日部落会ニ化シタル所以ナリ

本年春の戸長会で、農談郡会の開設が決まり、さらに町村会に於いて吾が仲間の持論である農談村会を開くことが決まり、其の議決を部落会に持参討議し、尚広く郡会へ波及すると決定したと書いている。県会は、農事通信者の小木曾一家が出席する県主催の通信者会議を指していると推測する。そして各村に農事周旋人を設置すると書いている。このように始めての部落会が開催されたことについて説明している。

次節で詳しく記述する『農談会報告 北設楽郡』に綴られている農事周旋人についての規則と心得書を翻刻する。

各村農事周旋人ヲ設置スルノ議

人ノ幸福安寧ヲ求メ其生ヲ遂ケント欲セバ、資産ヲ 饒(ゆた)カニセント欲セバ、

物産ヲ興隆セザルベカラザルナリ、方今圭運大ニ開ケ政府 爰(こゝ)ニ明見ア

リ、民業ヲ勸メ物産ヲ開クヲ以テ事務ノ急ナルモノト為シ、曩(むかし)ニ勸農局ヲ

設ケ、今府県庁ノ間ニ通信質問ノ便ヲ開キ、全国農事ノ氣脈ヲ 聯絡シ

益(ますます) 是ヲ拡張セントス、於是乎本県其意ヲ継承シ農事通信者ヲ置キ、或ハ

勸業課附属ヲ命シ、農事改良物産興隆ノ主唱者トナシ、上意ノ主旨ヲ下達シ、農業ノ実況ヲ上達シ、徹上徹下其趣向ヲ定帰セントス、然ドモ下情未タ尽サス上意未タ徹底セスシテ、其方向ノ帰着スル所ヲ知ラサルモノ蓋シ亦少

カラス、故ニ左ノ条(じょうか) 欸(じょうか)ヲ創シ、各村一名ノ農事周旋人ヲ置キ、殖産興隆ノ媒介ヲラシメ、以テ其生ヲ遂ケ幸福安寧ノ目的ヲ達セントス其得失如何

人々が幸福安寧に暮らし、資産を豊かにしようと思えば、物産を盛んにしなければならぬ。政府は民業を勧め物産を開くために勸農局を設け、府県庁の間に通信質問の便を開き、全国の農事における情報を互いに連絡し、益々農業を盛んにしようとしている。愛知県はその意を継承し農事通信者を置き、勸業課附属を命じ、農事改良物産興隆の主唱者とし政府・府県の主旨を人々に伝え、農業の実況を行政側へ伝え、共に物産興隆を成そうとする。しかし農業事情は未熟であり行政側も徹底せず、その方向が定まらない。因つて以下の規則を作り、各村一名の農事周旋人を置き、殖産興隆の媒介者とし、幸福な生活をおくるという目的を達成しようと思う。

以上のように政府と県の政策を説明し、実際の農業事情を熟知している老農としては、郡域に一名の農事通信者では、担当範囲があまりにも広く、農業の実況を政府に理解してもらうためにも好都合の政策が、実を結ばないのではないかという懸念があったと推察する。さらに農事改良に熱意のある老農に活躍してもらいたいという期待もあったであろう。政府の政策を補うように、殖産興隆の媒介者としての農事周旋人設置を提案している。以下周旋人にまつわる諸規則を作っている。翻刻して、筆者の注記に*印を付けて表記する。

農事周旋人選挙并費用支給規則

第一条

一 該周旋人ヲ選挙スルハ毎村一名ト定メ、其村人民ノ協議ヲ以テ、官吏準官吏教導職ヲ論セス適宜ニ農事篤志ノ者ヲ選定スルモノトス

*選挙で選ぶということは、村人の同意を得た人物であることを意味する。

第二条

一本県勸業課附属及農事通信者アル村方ハ時宜ニ依リ此ノ農事周旋人ヲ兼子シムルモ妨ケナシ

第三条

一 選定ノ上ハ郡役所へ届出テ郡役所ハ之ニ当選状ヲ与へ当選者ハ請書ヲ出スモノトス

*公的な任務であることを周旋人自身と村人に自覚してもらふ必要があつた。

第四条

一 農談部落会及郡会ニ出頭スル手当及郵便税筆墨紙等ノ如キ費用ハ支給スレトモ給料ハ与へサルモノトス

第五条

一 前条農談会出頭并郡役所へ出頭スル手当ハ日帰ハ金六錢ヲ給シ一泊スルトキハ一日金二拾五錢ヲ給ス

農事周旋人心得書

第一条

一 該村農事ノ景況ヲ審案シ其怠慢ナルモノヲ督励シ物産ノ興隆ヲ図ルヘキ事

第二条

一 郡長并戸長ノ指揮ニ従ヒ勸業事務ニ参与スル事

*第一章第三節に記述したように、通信者は其の郡内農事の景況と本人農事経験の始末を記載し之を第二課に通信するという重要な事務を負っていた。郡内に一人の通信者に村の状況を知らせるための勸業事務への参与と思われる。

第三条

一 植物虫害及家畜ノ伝染病ノ如キ徴候アルトキハ速力ニ郡役所へ報告スル事
*これは末端の現場が担うべき、非常に重要な項目である。

第四条

一 種子交換及購求ヲ請フモノアルトキハ該規則ニ抛リ取扱ヲ為スヘキ事
*暉兒作成の各規則に記されており、周旋人の大事な任務である。

第五条

一農談村会ヲ開キ及農談部落会ニ出席スル事以上ノ諸件ハ該村戸長ト協議シ
取計フモノトス

『農談会第三回報告 北設楽郡』に記載されている、愛知県令が北設楽郡を巡視に來た時に稲橋村で開かれた農談臨時会の記述について翻刻し、考察する。

明治十三年九月愛知県令 国定廉平本郡巡視 稲橋村ニ臨時農談会ヲ開ク
県令問題ヲ下附ス

問題

各村農談会ニ於テ議決セシ条件ヲ村内各戸ニ実施セシムル方法如何

右評決

第一条 五戸或ハ十戸ニ農事周旋人補一人ヲ設クル事

第二条 周旋人及補員ノ内 年内組合中ヲ互ニ巡視スル事

第三条 周旋人補ハ各戸実施ノ有無ヲ鑑定スル為メ 年内三度乃至四度作毛
ヲ巡視スル方法ヲ立ツヘキ事

第四条 周旋人補ハ戸長及周旋人ト協議シ 実施セサルモノヲ督励スルノ方
法ヲ設クル事

第五条 今回評決スル処ハ各自帰村ノ後チ 戸長ト謀リ十月十五日限り其方
法ヲ設ケ郡役所ヲ経テ本県ニ進達スヘキ事

愛知県令の国定廉平が「各村農談会に於いて議決した条件を村内各戸に実施させる方法」を問題とした時に、開催している農談会で話し合いの上、五つの条目を決定している。これは、農談会に出席している人の総意である。

先行研究では、乾宏巳氏は「農事周旋人を村ごとに設置するような行政側の勸農政策を背景とした、豪農による農談会の設立であったといえよう⁵⁴。」と書いているが、農事周旋人設置は行政側の勸農政策ではなく、暉兒が案を出し戸長会で決定したのである。さらに同氏は「周旋人補の設置と巡回監視による強制というものである⁵⁵。」と書いているが、周旋人補の設置は、農談臨時会の会員一同の賛成を得て可決している。筆者作成の「表1」にもあるように、明治十三年の

第三回郡農談会で「青木治郎吉籾種二穂撰の法を実施する事」が決まり、その後試作・実験・等級付がおこなわれており、周旋人だけでは手が回らない局面があったためである。

第三節 『農談会報告 北設楽郡』の編纂

暉兒自筆稿「農談会報告編纂綱領」⁵⁶という史料がある。この史料が遺されていることよって、農談郡会で話し合われたことをどのように編纂し、『農談会報告 北設楽郡』という印刷された報告書にまとめたかがわかる。原史料のスクリーン画像を「図2 農談会報告編纂綱領」として添付する。本節では、例として書かれた条目の下や横に、暉兒が編纂方法を朱書きした部分だけを翻刻し、考察する。

^(ふたほご) 二穂撰り方トカ或ハ何々法トカ郡会ニ於テ評決セル所ノ方法ヲ記スナリ以下
各条之ニ準ス

稲種の選び方である^{ふたほ}二穂選びを事例として揚げ、或いは何々法とか、郡会で決めた方法を条目として記し、以下各条をこれに準じて記す。

右ノ如ク各種類ニ就キ条目ヲ設ケ記載スル積ナリ、而テ年々実験ニヨリ改良ノ方法ヲ見出ストキ八年々改良スル見込ナリ、第二章以下ニ於テモ之ニ準ス
右章中各項目及ヒ順序ハ各種類ニ精シキ人ニ之ヲ立テシムル積ナリ

右のように各種類につき条目を設け記載する積もりである。こうして年々実験により改良の方法を見出すときは、編纂についても年々改良する見込みである。第二章以下に於いてもこれに準ずる。右の章中各項目及び順序は各種類に詳しい人に立ててもらふ積もりである。

各項目及び順序は各種類に詳しい人に立ててもらふと書いているように、編纂には複数の人が関わっていると思われる。暉兒は若い頃(嘉永年間)田の水口を毎日見回ることを自分に課していたが⁵⁷、村役人の仕事のために村を留守にするこ

う人物の活躍を願っている。過去に一年間程、農事に熱心な人物を表彰していたが、悪口を言われてやめてしまったことがある。

一此編纂法ニ依ルトキハ郡内一般ニ普通適スヘキ方法ナルヲ以テ或ハ各村中地味及ヒ氣候ニヨリ自ラ差異ヲ生スヘシ、故ニ各村中其村々ニ適スル特別法ハ附録ニ載スヘシ、亦タ各村ニテモ其村々農談会ニ於テ評決セシ方法ヲ此綱領ニ準シ編纂シ置キ年々改良ヲ加ヘサ□見込ナリ

この編纂法に依るときは郡内一般的に適用する方法を以て、或いは各村中土地の性質及び氣候により違いが生じる、故に各村中その村々に適用する特別法は附録に掲載する、また各村でもその村々農談会に於いて評決した方法をこの綱領に準じて編纂しておく、年々改良を加える見込みである。

実際に各村の特別法は附録に掲載されている。各村農談会に於いて決まったことを報告書に記載しておく、年々農事改良を加える見込みであると書いていく。農業上の結果が出るのは年単位であり、議決事項を報告書に記載して、情報を共有することは重要である。報告書中の発言には、「試してみると良い結果が得られ」とあり、同じ議題であっても農民達の試行錯誤の痕跡がうかがえる。

一此編纂法ヲ年々確守シテ逐次改良スルニ至レバ自然本郡適當ノ農書トナルヘシ

この編纂法を年々守って逐次農事改良をするようになれば、自然に本郡に適した農書になるであろう。

農談会の報告書が自分達の土地に適した農書になるであろうと書いている。

一此綱領中掲クル所ノ外地質論ニ属スルコト其他必用ノ項目ハ後ニ農談会ノ進歩ニ従ヒ追々現スヘシ、其時々ヲ以テ順序適當ノ場所ヘ挿入スル積ナリ

この綱領中に掲げる所の他、地質論に属すること、その他必要の項目は、後に農談会の進歩に従い追々著すべし、その時々順序は適した場所へ挿入する積も

りである。

地質論など、今後農談会で取り上げる議題の進歩に従って、編纂する積もりであると、将来を見据えた見解を述べている。『農談会報告 北設楽郡』はこの綱領に準じて編纂されている。以上のことから『農談会報告 北設楽郡』という印刷された史料は、暉兒が、農談郡会で話し合われた内容やその規則をまとめて配布したものであることがわかる。

『北設楽郡農談会沿革』の文章中に記載されている、「郡書記臨席郡会ハ」の郡書記である佐藤啓行からの暉兒宛ての書簡がある。その内容は、「農談会議決書原文之文字ノ違ヒ、或ハ文意ノ解セ難キ処」があるので、「困テ別紙ノ通り訂正致シ候得共、事実不相分、訂正致兼候、至急付箋之処ノ事実如何ノ事ヲ言フ事ナルカ御明記之上早々御返却」下さい。というものである。暉兒が書いた農談郡会の議決書を『農談会報告 北設楽郡』として配布する時に、印刷屋に出す前に読み直し、文意の分からない箇所を明記して至急送り返して下さい、ということだと思われる。この書簡は北設楽郡役所の罫紙に書かれている。佐藤啓行は義真の後を継いで郡長になる人物である。老農たちの集まりである農談会に対して理解があり、支援している様子が読み取れる。

第四節 農談会規則の修成案と暉兒

明治十四年(一八八二)十月の戸長会に於いて農談会規則の修成案が可決される⁵⁸。この時に部落会は郡内を十部落に区画すると変更された。「図3 明治十四年十月農談会規則修成以降の組織図」を筆者が作成し、添付資料とする。

印刷された『農談会第五回報告 北設楽郡』の最後に「農談会第五回報告附録」として綴り込まれた「愛知県北設楽郡農談会規則修成案」と同じものが、手書きで遺されているので、暉兒自筆であることがわかる。以下翻刻し、明治十二年八月の郡農談会立ち上げの時に作った規則(●印を付けて表記する)とどのように変化したのかを考察する。『農談会報告 北設楽郡』を以下『農談会報告』と表記する。筆者の注記に*印を付けて表記する。

愛知県北設楽郡農談会規則修成案

第一章 農談村会

第一条 農談村会ハ農業上百般ノ經驗發明ヲ談話講究シ彼我知識ヲ交換シテ以テ該業ノ改良進歩ヲ図ルモノトス

●農談村会ハ耕耘培養虫害予防及農事ノ現況ヲ報告シテ其得失ヲ講究スルモノトス

*修成後は、「現況を報告してその得失を講究」するだけではなく、「經驗發明を談話講究し農業の改良進歩を図る」と農業の改良進歩を目指して、更に踏み込んだ内容になっている。

第二条 會員ハ戸長、筆生、農事周旋人並補員、植木係、産馬委員、及全村戸主、其他老農、篤志者トス

但シ戸主ノ内適宜組合等ヲ設ケ其員數ヲ制限スルヲ得

●會員ノ數ハ官吏準官吏及教導職ヲ論セス毎村適宜ニ之ヲ定ムルモノトス

*會員は全村戸主とあり、『農談会報告』にも、「稲橋部落会評決」として「農談村会ハ村内戸主不残出席スヘキ事」とあり、村全体の取り組みとなっている。

第三条 會頭及書記ハ會員中ニ於テ便宜之ヲ定ム

●會頭ハ該村戸長又ハ農事周旋人或ハ會員ノ内ニ於テ便宜ニ之ヲ選ムモノトス

*會頭及び書記は會員の中から、都合の良い人を選ぶことになっている。

第四条 會期ハ毎年二回トシ三月九月各上半月中ニ於テ日數二日以内ヲ以テ各村之ヲ開設ス

但開會五日前郡役所エ報告スルモノトス

●會期は一ヶ年間二月八月中各十五日以前トシ日數ハ一日トス

第五条 會場ハ毎村適宜之ヲ定メ筆墨紙薪炭油等雜費ハ毎村協議費タルヘシ

ト雖モ、篤志者之ヲ出金スルモ妨ナシ

●會場ハ戸長役場或ハ農事周旋ノ居宅又ハ他家ヲ選ムモ適宜タルヘシ

●會頭及會員ハ無給タリト雖モ會場薪炭油筆墨紙等ノ雜費ハ其村費トス

第六条 本会ハ農談之外他事ヲ談スルヲ許サス

●該會場ニ於テハ農談ノ外他事ヲ談スルヲ禁ス

第七条 會場ニ於テ飲酒ハ勿論沈酔シテ出席スルヲ許サス

●會場ニ於テ飲酒ハ勿論沈酔シテ出席スルヲ許サス

第八条 何人ヲ論セス農業上ノ意見ヲ述ヘンコトヲ請フモノアルトキハ會頭ノ許否スル所ニ依ル

●會員ノ外他村ヲ論セス出席シテ意見ヲ陳述センコトヲ請フモノアルトキハ會頭及會員ノ可否スル所ニ依ル

*部落会・郡会にもこの条目はあり、農業上の意見を述べるのであれば、會頭が許可する限り何人をも拒むものではない、ということである。

第九条 本会ニ於テ評決セル良節ハ書記之ヲ記載シ農談部落会ノ節出席會員持參スルモノトス

*この条目は新しく加えられた。

第二章 農談部落会

第一条 農談部落会ハ農談村会ニ於テ評決セル良節報告書ヲ受ケ、其得失精粗ヲ講究シ、部落中各村ノ知識ヲ交換シテ、以テ農業上ノ改良進歩ヲ図ルモノトス

●農談部落会ハ毎村農談会ニ於テ講究セル耕耘培養虫害予防及各村農事ノ現況ヲ報告シテ其得失精疎ヲ講究スルモノトス

*修成後は、「報告シテ」から「良節報告書ヲ受ケ」と、報告書を重要視している。

第二条 農談部落会ヲ分ツコト左ノ如シ

●部落ハ去明治十一年村会組合ヒニ從フコト

*これまでは、近世の組合村を一部落としていたが、修成後は添付資料にあるように部落を十区画に分けている。

第三条 会員ハ戸長農事周旋人トシ若シ事故アルトキハ筆生及農事周旋人補員之ヲ換ルコトヲ得

第四条 正副会頭ハ会員中ヨリ適宜之ヲ定メ該部内農談会ノ隆盛ヲ図ラシム但任期ハ二ケ年トシ前任ノ再撰スルヲ得

第五条 書記ハ適宜之ヲ定メ評決セル良節ヲ記載セシメ、農談郡会ノ節部落会頭之ヲ持参スルモノトス

● 会員ハ毎村農事周旋人トシ正副会頭ハ会員中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ定ム

* 修成後は、会員は農事周旋人だけではなく、補員がこれに換わり得るとなる。正副会頭を会員中から定めることは変わらないが、より農談会が活発に活動することを任務とされている。書記は適宜定め部落会で決まった良節を記載し、農談郡会に会頭が之を持参することになる。これによって村会・部落会の意見が郡会まで届くことになる。

第六条 会期ハ毎年一回トシ、九月下半月中ニ於テ、日数二日以内ヲ以テ各部之ヲ開設ス

但開会五日前郡役所へ報告スルモノトス

● 会期ハ二月八月中各十五日以後トシ日数ハ一日トス

* 二月と八月の十五日以後の年二回開いていたが、修成後、農談部落会は年一回となる。これは、三層構造の各会をより効率良く運営する為の改善と思われる。

第七条 会場ハ部落中便宜ノ地ヲ以テ之ヲ定ム

● 会場ハ部落中便宜ノ地ヲ選ムヘキコト

* 変更はない。

第八条 出頭退散ノ時間ハ各部適宜トス

● 会場出頭退散時間ハ各部落適宜トス

* 変更はない。

第九条 会員出席中ハ弁当料一日金拾錢ヲ給シ、一泊スルトキハ金三拾錢ヲ給ス

● 周旋人出會中ハ食料トシテ一日金六錢ヲ給スルコト

第十条 前条弁当料並会場筆墨紙薪炭油等ノ雜費ハ部落協議費トス但篤志者之ヲ出金スルモ妨ケナシ

● 前条食料並会場薪炭油筆墨等ノ雜費ハ其部落会中村数へ賦課スルハ勿論ナレトモ有志者ニテ出金スル分ハ此限ニ非ス

第十一条 本会ハ農談ノ外他事ヲ談スルヲ禁ス

● 会場ニ於テ飲酒ハ勿論農談ノ外他事ヲ談スルヲ許サス

第十二条 会員ノ外篤志者出席ヲ請フモノアルトキハ会頭ノ許否スル所ニ依ル

● 周旋人ノ外篤志ノモノ出會ヲ請フモノアルトキハ会頭及会員ノ可否スル所ニ依ル

* この部落会と同じく村会にもある条目である。

第三章 農談郡会

第一条 農談郡会ハ農談村会及部落会ニ於テ評決セル良節ノ報告書ヲ受ケ其ノ得失精粗ヲ講究シ全郡内ノ知識ヲ交換シテ以テ農業ノ改良進歩ヲ図ルモノトス

● 郡会ハ各部落会ニ於テ可トスル所ノ談話及農事ノ現景ヲ報告シテ其得失精粗ヲ講究スルモノトス

* 「農談郡会ハ農談村会及部落会ニ於テ評決セル良節ノ報告書ヲ受ケ」そして「全郡内ノ知識ヲ交換」することによって、各村の良節が農談郡会で話し合われることになる。これが三層構造の重要な点である。

第二条 本会ヲ大小二会ニ分チ春期ヲ大会トシ秋期ヲ小会トス

第三条 春期大会ノ会員ハ各村農事周旋人トシ、秋期小会ノ会員ハ各部落会頭トス、若シ事故アルトキハ農事周旋人補員及副会頭之ニ代ルコトヲ得

但本県勸業課用掛ハ毎会出席スルモノトス

● 会員ハ各部落農事周旋人ノ内二名適宜ニ之ヲ定メ且農事通信担当者同通信者及勸業課付属ノモノトス

* 修成前の会員は各部落農事周旋人の内二名だったのが、修成後は各部落会頭が加えられている。第一章第三節に記述したように、明治十四年十月十九日の愛知県農事通信規則で通信者を各郡区勸業用係稼穡(農業)担当として仕事を継続させるという布達がなされ、但し書きの本県勸業課用掛は小木曾一家である。小木曾の仕事を補助しようとする意図が見える。

第四条 会頭及書記ハ会員中ニ於テ毎会之ヲ公撰ス

● 正副会頭ハ会員中ヨリ投票ヲ以テ定メ会場ハ当分ノ内郡役所ヲ以テ其場トス

第五条 会期ハ毎年四月十月各上半月内ニ於テ日数二日以内ヲ以テ之ヲ開ク

● 三月五日九月十日以前トシ日数ハ二以内トス

第六条 前条開会期日及出頭退散ノ時間ハ毎会郡役所ヨリ通知ヲ請フヘシ

● 会場諸規則ハ村会部落会ニ同シ(会場出頭退散時間ハ各部落適宜トス) ※括弧内筆者記入

* 第七条に見るように会場は郡役所を借用しているので、役所の都合を最優先し、通知を請う必要がある。改善した点である。

第七条 会場ハ当分ノ内郡役所ヲ借用スヘシ

● 会場ハ当分ノ内郡役所ヲ以テ其場トス
● 会場諸規則ハ村会部落会ニ同シ(会場ニ於テ飲酒ハ勿論農談ノ外他事ヲ談スルヲ許サス

● 会場諸規則ハ村会部落会ニ同シ(会場ニ於テ飲酒ハ勿論農談ノ外他事ヲ談スルヲ許サス) ※括弧内筆者記入

* 修成前の記述では、村・部落会の規則を調べないといけないので人に伝わらないであろう。この第八条は会を引き締める為に重要である。

第九条 会員手当ハ三里以内、日帰ハ一日金拾五銭ヲ給シ、一泊スルトキハ

金五拾銭ヲ給ス

● 農事周旋人旅費、日帰ハ金六銭ヲ給シ、一泊スルトキハ一日金貳

拾五銭ヲ給ス

* 修成後、会員が春期会は農事周旋人、秋期会は正副会頭の内一名となり、旅費から会員手当となっている。日帰りは六銭から十五銭、一泊は十五銭から五十銭と金額が増えている。

第十条 本会ニ於テ評決セル良節ハ、本県農談会ノ後其良節ヲ合記シ、農談

会報告書ヲ印刷シテ各村ヘ分配スヘシ

● 会談ヲ報告スルハ本県農談会ノ末其良節ヲ合記印刷シテ各村ヘ分配スルモノトス

* 『農談会報告』を見ると、郡会で決定したことなく、例えば野入村村会評決「農談会報告ノ条件ヲ各戸ニテ一件ツ、実施スルコト」のように、各部落会の決議事項も掲載されているため、「合記印刷」という表現になっている。「農談会編纂綱領」に「各村に適用する特別法は附録に掲載する」と書いている。

第十一条 前条報告書各村エ到達後十五日以内ニ於テ戸長及農事周旋人ハ該

村農談会員ヲ招集シ懇切読ミ聞カスヘシ

* この条目は新しく加えられたものである。会員を一人も取りこぼさずに報告書の記載事項を伝えようとしている。幕末から飢饉に備え、生活が立ち行かなくなった難波村の立て直しに力を貸してきた暉兒には、苦しい中でも村人ひとり一人に前向きに農業に関わってもらいたいとの願いがあったと考えられる。

第十二条 報告書印刷費会員手当及会場雑費ハ総計ヲ二分シ全郡地価戸数ニ

賦課シ毎年六月十二月郡役所ニ差出シ配当ヲ請フヘシ

● 旅費及印刷費等ハ全郡村数ニ割合、毎歳六月十二月地方税ト共ニ取纏メ郡役所ヘ差出モノトス

* 『愛知県史』の明治十五年(一八八二)十月の史料「郡部戸数割税規則」⁵⁾に、第一期 六月三十日限五分通前納、第二期 十二月三十一日限五分通前納、と記載されている為、地方税を六月と十二月に納めていた事が分かる。修成前は各費用を村民が出していたのが、修成後は費用の半分を負担してもらえようになっている。農談会の活動が郡役所と他の村民から支援されている証拠である。

第十三条 会員ノ外篤志者出会ヲ請フモノアルトキハ会頭ノ許否スル所ニ依ル

●会員ノ外篤志ニシテ出会ヲ請フモノアルトキハ会頭及会員ノ可否スル所ニ依ル

*この条目は変更なく、村・部落・郡会ともに存在する。会頭が許可すれば、篤志者の出席を認めるというものである。広く農事について意見を述べる篤志者の農談会参加を求めている。暉兒が作った規則の特色と言える。

先行研究では、國雄行氏は『近代日本と農政』の二七〇頁において、

「農商務省編『大日本農史』は「明治一一年五月に愛知県設楽郡の「数村ノ人民始メテ農談会ヲ稲橋村ニ開」き、老農小木曾一家が「農談会ノ成立ヲ述べ、富国ノ基礎、此ニ在ルコトヲ論ス、是ヨリ農談会各所ニ競ヒ起ルト云フ⁶⁰。」と、あたかも老農が自主的に開設し、これが契機となつて各地に普及していったように記している。しかし、小木曾は一一年四月に愛知県第二課勸業掛付属、一〇月に農事通信委員を兼務しており、小木曾とともに設立にあつた古橋源六郎も、この時、第一四大区長で、のち北設楽郡長をつとめた人物である。当然、小木曾や古橋は農事通信仮規則への対応を検討していたはずである。また、愛知県の県レベルの農談会は、当初、農事通信員集會と称されており⁶¹、これら勸業諸会は自主的に開催されたのではなく、農事通信(官の要請)に対応して開催されたと考える方が自然である。」

と書いているが、「源六郎」は古橋家の当主が祖先より代々受け継ぐ通り名であり、明治五年(一八七二)八月に息子義真が家督を相続し、源六郎を襲名している⁶²。この時第十四大区長で、明治十一年(一八七八)に北設楽郡長だったのは暉兒の息子義真であり、小木曾とともに農談会を設立したのは父親の暉兒である。國雄行氏の文章には、暉兒の存在がない。

また、愛知県の県レベルの農談会は、小木曾一家が提案して開かれることが決まった、愛知県が主催する農事通信者會議(農事通信員集會)である。さらに官の

要請に対応したというよりも、日頃の老農達の農事にかける努力を知っていた暉兒は、その活動と農事通信者としての小木曾の仕事をつきつこうという思惑があつたことは、充分考えられる。

しかし農談会立ち上げには、暉兒の別の思いがあつた。農事周旋人及び周旋人補員を置いて、出来るだけ村の隅々まで農談会での議決を行き渡らせようとし、「会員ノ外篤志ニシテ出会ヲ請フモノアルトキハ、会頭及会員ノ可否スル所ニ依ル」という条目を村会・部落会・郡会規則のいずれにも立てている。明治十四年十月の規則修成以降の村会規則には、「会員ハ戸長、筆生、農事周旋人並補員、植木係、産馬委員及、全村戸主、其他老農篤志者トス、但シ戸主ノ内適宜組合等ヲ設ケ其員數ヲ制限スルヲ得」として、村会の会員は全村戸主という各家の長としている。村人ひとり一人が前向きに農事に取り組むための基礎作り、基盤としての農談会立ち上げだったと筆者は考える。

さらに、本論第一章第四節で取り上げた暉兒自筆稿「農談会開設由来」には、「農事通信(官の要請)に対応した」とは書かれていない。以上のように暉兒が作った規則を丁寧に読むと彼独自の考えに基づいており、老農が自主的に開催したと言るのである。

第三章 老農達の活躍

この章で用いる史料『愛知県勸業雑誌』一号は、明治十三年(一八八〇)九月に愛知県勸業課が刊行した雑誌である。筆者が本研究開始後、古書店で購入した。この雑誌の「例言」を記載する。

- 一 此雑誌ハ農工商営業上ノ参考トナルヘキ事項ヲ集録スルモノトス
- 一 此雑誌ニ掲クルモノハ専ラ管下實際上ノ事件ヲ要スト雖モ亦他ノ書類雑誌等ニ於テ有益ト認ムルモノハ汎ク採録スルモノトス

とあるように、農工商営業上の参考となる記事、管下實際上の事件、また他の書類雑誌に掲載された有益と認められるものを採録する、と書かれている。

第一節 「虫害予防方法の議定」への対応

明治十二年六月五日付けの勸農局長松方正義から愛知県令安場保和へ虫害予防についての内達が出された⁶³。これを受けて愛知県は明治十二年六月二十日に乙第六十九号として以下の布達を出している。

虫害予防ノ儀ニ付勸農局長ヨリ別紙ノ通内達有之、実ニ (ゆるが) 忽セニスヘカラサルノ事件ニ候処、当県下ニ於テハ未タ確定ノ方法無之、将来ノ処懸念ノ儀ニ候条、自今郡区ニ於テ適宜ノ方法ヲ議定シ、予メ不測ノ天災ニ相備候様、可致此旨相達候事 但議定ノ次第ハ追テ可届出事⁶⁴

二行目に記載されているように、愛知県下では未だ虫害予防の確定の方法を持っておらず、今後郡区に於いて適宜の方法を会議の上決定し、不測の天災に備える様、さらに但し書きには、議定の次第は追って届け出るようにという布達である。勸農局長松方正義から愛知県令安場保和への内達は、神奈川県等の稲虫発生事例を揚げ、虫害が郡村を連ねて蔓延し全府県に迫った場合には、別段の賦課法を設け施行し、各村に於いては厚く協議し序防法講究を求めるというものである。このように虫の被害は深刻なものであったが、政府・県も注意を喚起するにとどまり、虫害予防駆除方法は農民各自に委ねる状況であった。この政府からの内達の全文が前述の『愛知県勸業雑誌』一号に掲載され、その次の頁に愛知県勸業課の文章「本県下農談会ノ濫觴ハ明治十一年五月三河国北設楽郡北部稲橋村古橋輝 (つや) 兒大野瀬村小木曾一家等相議リ・・・」と、稲橋村での農談会と明治十二年(一八七九)八月の郡農談会設立の説明があり、暉兒作成の村・部落・郡会規則が掲載されている。この規則の序文を翻刻する。

農談会ヲ開設スルノ議

農談会ヲ開設シ耕耘培養害虫予防ノ得失ヲ講スルハ、方今 (ほうこん)ノ急務ニシテ (き)曩

キニ本郡戸長會議ノ未既ニ内決セリ、然ルニ今回本県乙第六十九号ヲ以テ

虫害予防講究ノ議達セラレタリ、抑 (おもち) 蝗 (いな) 虫ノ惨状ヲ極メタル神奈川県青森郡ニ波及シ、收穫三分ノ二ヲ失シ或ハ皆無ノ所アルニ依ルナリ、因テ左ノ条々ニ從ヒ農談会ヲ開キ、専ラ是等ノ術ヲ講究シ不測ノ災害ヲ予防セントス、其得失如何

以上のように暉兒は、政府の内達と県の布達に対して、今自分たちが早急に為すべきことは、農談会を開き、耕耘培養虫害予防の利益と損失を話し合うことであり、本郡戸長會議で既に農談会開設が決定した。実際は本県乙第六十九号であるべき所を乙第六十九号と間違つて表記しているが、県より虫害予防を調査研究することが布達された。神奈川県青森の二県、とりわけ青森県津軽郡は虫害が全郡に波及し、收穫の三分の二或いは皆無の所がある。因つて農談会を開き、虫害予防を調査研究し、不測の災害を予防することが重要であると考えた。

以下の部分は『愛知県勸業雑誌』一号には掲載されていないが、虫害駆除費賦課規則を作っている。これは、第二章第三節に示した『農談会報告 北設楽郡』の中にある農談郡会規則の後に綴られている。以下翻刻する。

虫害駆除費賦課ノ議

本県乙第六十九号ヲ以テ虫害除防費賦課ノ儀達セラレタリ 因テ左ノ規則ヲ草セリ其得失如何

虫害駆除費賦課規則

第一条

一 蝗虫駆除ノ為メ消費スル薬剤等ノ費用ハ全郡地価ニ賦課スヘキ事

第二条

一 駆除人足ハ該患ニ係ル村落ノ担当トスヘキ事

第三条

一 虫害ノ勢焰熾盛ニシテ駆除方、関害村落ノ力ニ及ハサルトキハ四隣村々ヨリ扶助人足ヲ請フベキ事

第四条

一 前条ノ場合ニ於テハ該村戸長協議ノ上、其勢焰ノ強弱ニ応シ相当ノ人員ヲ定メ差出スヘキ事

第五条

一 関害村落ハ第一条薬剤等ノ費用ヲ虫害撲滅ノ後 明細書ヲ以テ郡役所ヘ申出ツヘシ 郡役所ハ之ヲ全郡地価ニ賦課徴収シテ該村落ヘ下附スヘキ事

政府の内達によって虫害駆除費が賦課されることになり、県の布達は明治十二年六月二十日に出ており、北設楽郡農談会の初回は同年八月であったので、わずかの間にこの規則を作っている。虫害駆除費賦課に加え、第三条の虫害の勢いが苛烈で害を被った村落の力に及ばない時は近隣村々から扶助人足を請うべき事、第四条の扶助人足を請われた村の戸長は協議の上、其の虫害の強弱に応じ相当の人員を定め差し出す事と、実際に虫害には早急の対策が必要であることを充分理解した上での行き届いた規則である。勸農局長松方正義から愛知県令安場保和への内達は、「虫害が郡村を連ねて蔓延し全府県に迫った場合には、別段の賦課法を設け施行すること」であり、本来なら県が作るべき規則である。行政側よりも、長年の経験に裏打ちされた具体的な内容の規則を迅速に作成出来たのは、老農であった。また、老農達は長年の経験から害虫駆除の方法と独自の予防法を持っており、議決書に記している。

第二節 老農達の取り組み

『当村農会創設以来農談会議決筆記』と『農業会議決書留』には、十二ヶ村での農談会立ち上げ当初に「農事着手順序議」として農具の用意、水路の修繕、田起し、稲蒔き、田肥入れ、植え付け等、一年間毎月仕事の手順が議決事項として書かれている。「稲ノ種撰法」も同様に記述されている。そして明治十三年春期農談郡会にあたる『農談会第二回報告』には、大野瀬村小木曾一家「農事着手ノ順序ヲ立ル事」が議題となり、先の項目が挙がっている。さらに同十三年秋期農談郡会の『農談会第三回報告』には、①「各村農事着手順序を立てる事」、②「青木

治郎吉^{ちまたねふたほえ}稲種二穂撰りの法を実施する事」、③「稲麦の穂を農談会に持参する事」の

三条が決定している。以上のことから、村会での議決事項が郡会まで挙がり、郡会での話し合いを経て『農談会報告』として印刷されたことがわかる。

先行研究の乾宏巳氏は、農事着手順序の決定を例にあげ、「殖産事業として通年養蚕法を一般農家に普及させようとする」と、在来農業の農繁期に重なってしまうという問題を解決しようとするものである⁶⁶。と書いている。しかし年間毎月仕事の手順を定めることは、小木曾一家の長年の経験から出た提案であり、それを全村に実施した処、実益があったとある。『農談会報告 北設楽郡』本文には、小木曾一家の提案を受けて青木治郎吉が「各村適応の順序を設け之を一覽表に作り各戸見易き所に貼り置き今年より施行することに決せり」と言っているように農民達の自主的な取り組みである。

明治十一年五月から同十八年の農談会での議決を「表1農談会と議決書」にまとめ、何を話し合い、どのような活動をしているかを書き上げた結果、乾宏巳氏が指摘する「本来農談会のもつていた老農の個別具体的な経験技術の交流という特色が急速に薄れ、行政側の作成した共通テーマが権力的に強制されることになった⁶⁶。」という状況は見られない。老農の個別具体的な経験技術の交流がなされ、行政側の作成した共通テーマが権力的に強制されるということはない。老農達は主体的に活動している。行政側の立場である郡長は「物産持参」の論達を出して、老農の活動を支援している。

第三節 老農同士の交流

政府は第二回内国勸業博覧会を明治十四年（一八八二）三月一日から六月三十日まで上野で開催した。この時に品川弥次郎内務省勸農局長を初代幹事長として農事改良団体である大日本農会が発足した⁶⁷。この団体は、農政官僚が中心的な役割を果たしたものである。『稲武町史』には、当時の朝野新聞^{ちやうや}の記事が掲載されている。東京の浅草本願寺で、三月十一日から二十五日まで二週間、有栖川宮殿下出席のもとで勸農局農談会が開催された。ここに愛知県代表として小木曾一家が招かれ、他の老農とともに講演を行った。小木曾のテーマは「農会養蚕産馬山林

茶の説」であった。駒場農学校へ招待され、馬耕器械の現業を見学し、農業博物館へも行っている。⁶⁰ ここには全国から老農が集まり交流があった。

明治十五年(一八八二)、青木治郎吉は駒場農学校へ行き、麦畑試作の状況を視察し、持ち帰った麦の試作結果を来秋報告すると言っている。さらに道中で知り合った相模国落合村の横水幸四郎の麦作についての説を披露している。

明治十七年(一八八四)神奈川県相模国農事通信者草山貞胤が、農談郡会へ来て煙草栽培法を演説している。同年十一月、暉兒自筆稿『農業会雑誌』に青森県からの尋問に対して、青木治郎吉が稲作について自身の実験結果を交えて説明した返答書の写しがかかれてある。以上のように、郡内だけではなく県外の人との積極的な交流が生まれている。

第四章 北設楽郡農談会の影響

北設楽郡農談会の規則が雑誌に掲載されたことによって、他郡へ与えた影響と三河農会、県農会設立への発展について記述する。

第一節 愛知県及び県内他郡への影響

第三章第一節で記述したように、勸農局松方正義の虫害予防についての県への内達全文が掲載された県勸業課刊行の『愛知県勸業雑誌』一号に、以下に示す勸業課が北設楽郡農談会を紹介する文章がある。

明治十二年八月ヲ以テ更ニ村会部落会郡会ノ三等ヲ創定シ、爾来毎年春秋兩度ニ之ヲ開設ス、即チ本県農談会ノ嚆矢ニシテ実ニ近来ノ美挙トス

この後に、暉兒がどのように農談会を立ち上げるに至ったかを説明する文章の「北設楽郡農談会開設ノ議」と村会・部落会・郡会の規則が掲載されている。その為、暉兒作成の三層構造の規則は県下に広く知られることになる。

先行研究の、愛知県全体を研究対象にしている伴野泰弘「明治十年代の愛知県における「農事改良運動」の展開(二)」の九十八から一〇二頁には、県下最初に行政主導で種子交換会を開設した額田郡の事例が記述されている。種子交換会に集まった多くの農民が自然発生的に農談会を始め、中でも会期の三日間通して手弁

当で来場した大垣津音蔵が話す長年の経験に基づく農事上の講話が、種子改良を求めて参集した農民達を引きつけ、周囲に傍聴者が自然に集まった。こうして郡当局者に農談会の必要性を認識させ、種子交換会に農談会を併設するという形態が、下からの農民層の要求に応えるべく採用された。

この第四回に併設された農談会について『愛知県勸業雑誌』一号の「北設楽郡農談会」なる記事に載せられた「北設楽郡農談会開設ノ議」及び「規則」をそっくり引き写したものである。そこに引用された十二年六月の乙第一六九号布達を第六十九号とするミスまでそのままである。したがってここからは、まず北設楽郡農談会のモデルとしての強い影響力を確認しよう。と同時に、それにもかかわらずこの額田郡における農談会開設は、郡当局によって主導されたものではなく、農民層の自主的な農談会開設に向けた大きな流れを行政的には否が応でも受けとめざるをえず、よく考え準備する暇もなく手近にあった雛形をそっくりそのまま拝借した、——「規則」の内容は額田郡の実態にそぐわないものであるにもかかわらず何ら変更されていない——という点、このことも確認しよう。

と書いている。同論文八十二から八十三頁で伴野泰弘氏は、乾宏巳『豪農経営の史的展開』の「行政側の作製した共通テーマが権力的に強制されることになり、地方官僚の農民統制のための、上意下達的な末端機関に転換」することとなる等、乾論文の二五五から二六〇頁の数カ所を引用し、「議題を権力的に強制するのは得策ではない」としつつ、「農談諸会の二側面(農民的・生産者の側面と行政的・統制的側面)として分析、検討することを迫るものである。」と、あくまでも北設楽郡農談会の規則を作ったのは郡行政側であり、暉兒というひとりの老農が作ったという認識ではない。

また、『愛知県勸業雑誌』十二号には、明治十九年七月一日付の本県論達「撰種の件」として愛知県令勝間田稔の挨拶文と共に、北設楽郡農談会で何度も紹介されていた「青木治郎吉撰稲法」が掲載されている。⁶¹

第二節 三河農会及び県農会設立

先行研究において乾宏巳氏は、「郡会・県会にもちだして議論をかみ合わすためには共通テーマの設定が必要となり、それも共通の関心事ということになると山間寒冷地の特殊具体的な経験技術など出る幕がなくなるのであり、農談会の本来的な特色は急速に解消していったといわねばならない⁷⁰。」と言っているが、第

二章第二節で取り上げたように、暉兒は「遂ニ吾曹(吾が仲間)ノ持論ナリシ村会ヲ開キ、其議決を部落会ニ持参討議シ、尚広く郡会県会ノ波及スルニ決セリ」と、早い段階で郡会・県会への波及を考えている。さらに明治十八年七月二十四日暉兒自筆稿の『北設楽郡疲弊挽回之意見』⁷¹という史料の冒頭で、「山地ハ山地ニ耕地ハ耕地ニ水地ハ水地ニ自ラ利ノ存スルアリテ」と、土地に適した恵みを享受することを説き、食物輸入に反対して三つの工夫を提言し、「郡民ヲ富有ナラシムル事」として馬耕を試みる事など二十四項目の具体的積極策を提言している。自分の村だけではなく「郡民」を豊かにすることを考えている。

明治十三年(一八八〇)二月に東加茂郡農議部落会、十月に同郡会⁷²、翌十四年(一八八一)三月に宝飯郡々々立農談会、明治十七年(一八八四)三月に東春日井郡農談会が設立されている。その後、各郡に農談会が設立される⁷³。

暉兒は明治二十五年(一八九二)十二月二十四日に死去しているので、この三河農会、県農会との関わりは、息子義真の仕事である。

『明治二十六年ヨリ 記録留 三河農会』⁷⁴という史料がある。三河農会設立に向けて話し合われたことの記録が綴られている。明治二十六年(一八九三)四月十五日三河農会創立委員会を幡豆郡役所内に於いて開会し、三河各郡から代表委員と、番外として各郡書記六名、郡役所員二名が出席し、規則の素案作りをしている。三河農会創立の発案者太田伊八の精神は、「農事上必要ト認ムルモノハ県知事へ申請シ又ハ建議ヲナス等、土質試験ヲ其筋ニ嘆願スルコト等ヲ本会ニ於テ取扱ヒ、即チ農政上ノコトヲ主眼トスルノ意デアリ、依テ諸君了承アリタシ」と陳述している。明治二十六年七月九日に宝飯郡蒲郡町専覚寺に於いて、三河農会創立会を開き、各郡農談会の代表者三名、合計二十七名(三名欠席)が規則について話し合い、正副会長を選挙で選んでいる。それぞれ名前の上に番号があるの

省技師、愛知県試験職助手、愛知県水産技師、各郡書記、各郡有志者八名、三河新聞社員があるが、これらの人々の名前の上には番号がなく、議決権がないよう

で選挙にも参加しておらず、立会人としての存在である。農事試験場・水産試験場を設ける建議をすることが話し合われている。その後、農商務省技師が気候・土性・葉肥料の窒素・実肥料の燐酸・茎肥料の加里などについて演説をしている。この七月九日の日付で碧海・幡豆・南設楽・東加茂・額田・渥美・西加茂・宝飯・八名・北設楽郡の有志者十名が第二課(勸業課)長を通じて、愛知県知事(明治十九年七月十九日より地方官官制で府県長官はすべて知事と改称された⁷⁵)時

任為基に「三河農会御認可願」を提出し、七月十五日付けで認可され、その後三河農会規則の認可を願し、会長北設楽郡稲橋村古橋源六郎(義真)、副会長幡豆郡一色町太田伊八と、役員の届出がなされている⁷⁶。

以上のように三河農会立ち上げは、行政的主導ではなく各郡農談会の代表者の熱意によって成立に至っている。

愛知県は明治二十七年(一八九四)十二月五日に第二回勸業諮問会を開会し、愛知県内各郡から三十一名の出席者が集まり、県農会設立に向けての話し合いがなされている⁷⁷。勸業諮問会とは、明治十六年(一八八三)五月の太政官布達第十

三号「勸業諮問会ならびに並勸業委員会設置条項」によるもので、県の勸業行政について県令(知事)の諮問に備えることを目的とし、各府県の任意で設けることができ

た。諮問会は県内の全域を範囲とし、明治二十二年(一八八九)三月に初めて具体化し、開催された⁷⁸。

県は県農会を運営するために必要な五項目を提示して、そこに関わるであろう人々の意見を求めているのだ。これは行政権力の強制ではない。

ここで問題とされているのが、愛知県にはすでに三河農会及び郡農会町村農会が設けられているが、尾張には未だないため、郡農会の代表者を県農会に出すのであればどうするかということである。『愛知県史』の解説によると、「三河では、地域ぐるみの全階層的な一般組織として農会を設立するケースが多いが、尾張では、牛馬耕、養蚕などの共通利害を通じた組織化が目立つ⁷⁹。」とある。三日間の協議の末、「未だ農会の設けなき郡市に於いては適宜代表者を出すものとする」と、条目に但し書きを付けて県農会の設立が決定している。

この話し合いの詳細は、明治二十八年（一八九五）三月刊行の「第二回勸業諮問会日誌」が『愛知県史』⁸⁰に掲載されている。各出席者に番号が付けられ、例えば「二十二番 発言内容」と書かれているので、誰が何を言ったのかが分かる。この会には、義真は欠席しており、この会の様子を知らせる太田伊八から義真への書簡⁸¹がある。以下翻刻する。

右案ニ付小生ハ第二ニ付テ「県農会会員ハ郡農会代表者ヲ以テス但シ郡農会未設ノ郡ハ便宜代表者ヲ出スヲ得」ト提出致シ候、是ニ付キ議論百出、松崎技師ニ質問スル者続々出テ其説明曖昧ナルヲ以テ、当局者ヲ攻撃スル等非常ニ面白ク有之候、第五ニ付テハ、会員ハ県費ヲ以テ之ヲ支弁スル事ノ意見ヲ提出シ、両項トモ小生ノ意見ニ定マルモノ、様ニテ閉会致シ候、小生ハ外ニ染織講習所設立必要ノ建議ヲ提出シ、野村栄喜知氏ハ田区改良ニ関スルコト、鈴木平五郎氏ハ農事試験場ノコト建議致シ候

十二月九日

太田伊八

古橋様貴下

第二回勸業諮問会問題が五項目あり、第二の組織について、太田伊八は、「実業家及び地主ヲ以テ其骨子トス」という身分による県農会会員について異を唱え、「郡農会代表者ヲ以テス」と提案している。北設楽郡農談会の規則は「会員ハ各部落農事周旋人ノ内二名適宜ニ之ヲ定メ、且農事通信担当者同通信者及勸業課付属ノモノトス」であり、農事周旋人は「農事周旋人選挙并費用支給規則」によって「該周旋人ヲ選挙スルハ毎村一名ト定メ、其村人民ノ協議ヲ以テ、官吏準官吏教導職ヲ論セス適宜ニ農事篤志ノ者ヲ選定スルモノトス」とあるように、役人や国家によって特に選任された者を問わず農事に熱心な人物を、村民の協議によって選定することになっている。太田伊八は、このように選ばれた者を郡農談会の代表として県農会へ送ると提案している。さらに第五の会費について、「会員は本会を維持するための会費を負担する」という県側の提案を退けて、「会員ハ県費ヲ以テ之ヲ支弁スル事」と太田伊八の提案通りに決定している。他にも農事試験場について等の建議をしており、県農会設立に向けての話し合いの場でも、老農達は堂々と主張している。先行研究で乾宏巳氏が書いている「行政側の作成した共

通テーマが権力的に強制されることになり、地方官僚の農民統制策の上意下達的な末端機関に転換していったといえるのである⁸²。」とは言い難い。

明治二十八年（一八九五）三月に県農会が設立され、義真は評議員となっている。明治三十三年（一九〇〇）の書簡⁸³には、愛知県農会副会長古橋源六郎とあり、会長は県知事である。

地方において、生活に直結する地域の問題解決への取り組みは、行政側よりも地域住民の熱意の方が勝り、建議書提出という積極的な動きとなっている。

結

以上みてきたように、暉兒は独自の思いで農談会を立ち上げ、老農達は長年の経験を基に農談会での話し合いを行い、試作・実験・発明と新しい農業を開拓するために意欲的、主体的な活動をしている。このことから、先行研究における、高木俊輔氏の「行政側の指導性が強まった⁸⁴。」と、乾宏巳氏の「本来農談会のもっていた老農の個別具体的な経験技術の交流という特色が急速に薄れ、行政側の作成した共通テーマが権力的に強制されることになった⁸⁵。」は共に否定出来る。郡長は「物産持参」の論議を出して老農達に協力し、郡の書記官は老農達の活動を支援している。特に虫害予防駆除方法については、「当県下ニ於テハ未タ確定ノ方法無之」と、県は確定の方法を持っておらず、農民各自に委ねる状況であった。一方老農達は、長年の経験に基づく害虫への対策や独自の予防方法を持っていた。暉兒は農談会を開き、虫害予防を調査研究し、不測の災害を予防するところが重要であると考えた。そして「虫害駆除費賦課規則」を県よりも先に作っている。

伴野泰弘氏は「郡レベルの農談会が農民的・生産者の側面と行政的・統制的側面の矛盾を抱えていた⁸⁶。」と書いているが、郡レベルの農談会は生産者である農民が活動の主体となっていた。國雄行氏の「農業振興とともに、農民に報国心を植込み、国家に取り込まれようとしたのである⁸⁷。」と書いている。しかし農民は国家に取り込まれてはいない。より良い作物を作り、土地に適合した種を見つけて、収穫量を上げるために努力している。その結果として国が栄えることを望んでいる。

古橋家には多くの文書が遺されており、村役人として先代が記録したものが嘆

願書作成時に暉兒を助けている。そのため彼は記録を取ることの重要性を認識している。また、暉兒は複数の人々と共に事にあたる時には、必ず最初に規則や心得書を作り明文化して合意を得る努力をしている。これは、近世の頃から長年村役人として勤め、もめ事の調停役をしてきた経験によるものである。助郷免除嘆願活動で書面の書き直しを命じられ、新政府からの要請で出仕するという経験から行政文書に精通したと推測する。この経験は行き届いた規則作りに役立てられた。江戸では国学者平田篤胤没後門に入門し、明治維新の原動力ともなった思想を学ぶことで、幕末から明治への変革期を主体的に活動出来たと考えられる。書画書籍を購入し、視野は広がり、村・郷から国内政治や外国事情へ関心を向けていく。出仕中に出会った判事に諭され富国殖産へと開眼する。そして平田門の同志二人からの勧めによって、養蚕事業を興し、農談会を開設する。「農談会開設由来」の冒頭では、「世治まり民が富めば怠惰と贅沢の思いが生じ、世が乱れば民は悪質邪悪の思いを起す」と、人心の乱れを心配している。人心の乱れは地域の動揺につながり、ひいては国が治まらない。村人ひとり一人が前向きに農事に

取り組むための基礎作りとして農談会を開設し、農事改良を目的とする交流がなされることによって、村落の和合が生まれる。人心の安寧、村の安定が国を繁栄させると確信していた。そのため村・部落・郡での農事改良の活動を盛り上げようとした。それは、村落のリーダー的立場である暉兒が、個人的な望みで農談会を運営する気持ちは全くなかったことを示している。以上のことが、農談会開設の暉兒独自の思いだと筆者は考える。

そして、この明治十年代の暉兒ら老農達の活動が、同二十年以降の農民各自の三河農会・県農会設立への積極的な活動へとつながって行った。

あらゆる困難にも屈しない老農達の日々の努力がなければ成し得なかった農事改良である。現在の豊かな農作物享受の基礎はここにある。未だ筆者は、老農達の農事を分析し、どの部分が近代農業へ、そればかりではなく明治農法という日本特有の農業に繋がった可能性があることにまでは言及出来ていない。これを今後の課題とする。

(三四六五八字)

1 『豊田市史』 10 資料編 近代Ⅰ 二〇一六年、七七六頁

2 古橋会蔵

3 高木俊輔『明治維新と豪農 古橋暉兒の生涯』吉川弘文館、二〇一一年、一五二頁

4 乾宏巳『豪農経営の史的展開』雄山閣出版、一九八四年、二五五頁

5 註3前掲書 高木俊輔『明治維新と豪農 古橋暉兒の生涯』吉川弘文館、二〇一一年、三十三〜一五一頁

6 註4前掲書 乾宏巳『豪農経営の史的展開』雄山閣出版、一九八四年、二三七〜二六〇頁

7 國雄行『近代日本と農政 明治前期の勸農政策』岩田書院、二〇一八年、三十三〜三八二頁

8 伴野泰弘「明治一〇年代の愛知県における「農事改良運動」の展開(一)〜(四)―「老農時代」をめぐる―」『経済科学』名古屋大学経済学部編 一九八六年、一九八八年

9 註8前掲論文(一)四二〇頁

10 註4前掲書乾宏巳 二五五〜二五六頁

11 註8前掲論文(二)八三頁

12 『愛知県史』資料編28 農林水産業 近代5 二〇〇〇年、九九〇頁

13 『愛知県史』通史編6 近代Ⅰ 二〇一七年、四六四頁

14 羽賀登『維新の精神 豪農古橋暉兒の生涯』雄山閣出版、一九九三年、三四二頁

15 佐藤清臣は、佐藤信淵について農政学を学び、剣は田宮流と無双流、十六歳から平田かねたね隼胤のもとで国学を学んだ平田門人であった。慶応四年(一八六八)官軍東征の時、先鋒となって東山道を進んだ相楽さからせうぞう総三の赤報隊に参加した。偽官軍の汚名を着せられ、諸国を流浪の末、明治五年(一八七二)三河国稲橋村に前述の羽田野敬雄の紹介状を持って古橋暉兒を訪ね、その庇護のもとよく古橋父子を助け、明治政府の学制制度公布前に、暉兒と義真父子が私財を投じて設立した郷学明月清風校の校長として又民政にその余生を捧げた。

16 『稲武町史』 通史編 二〇〇〇年、六六一頁

17 羽田野敬雄は渥美郡羽田村の八幡社と三河国吉田町(現豊橋市)の神明社の神主であり、文政十年(一八二七)平田篤胤の門に入り三河の最初の門人となる。地誌、考証的研究を以て知られ、和漢の典籍を収集し、嘉永元年(一八四八)に邸内に羽田文庫を設ける。

18 註3前掲書 を参考にまとめる。

19 註3前掲書 一一九頁

20 註3前掲書 一三二頁

21 『愛知県史』 通史編5 近世2 二〇一九年、六三二頁

2 2 註3 前掲書 一三四頁
 2 3 註3 前掲書 一四二頁
 2 4 古橋会蔵
 2 5 古橋会蔵
 2 6 註1 4 前掲書 一七七頁
 2 7 『稲武町史』資料編 近現代 一九九九年、九六頁
 2 8 註7 前掲書 二六三〜二七七頁を参考にまとめる。
 2 9 名古屋市図書館デジタルアーカイブ なごやコレクション http://e-library2.gprime.jp/lib_city_nagoya/da/detail?filecod=0000000006-00001902 閲
 覧日二〇二一年一月四日
 3 0 註8 前掲論文(四) 一六三頁
 3 1 註3 前掲書 一四六頁
 3 2 註4 前掲書 二四四頁
 3 3 註7 前掲書 二六八頁
 3 3 註7 前掲書 二七八頁
 3 4 註7 前掲書 二七八頁
 3 5 註7 前掲書 二七一頁
 3 6 註1 6 前掲書 七六五頁
 3 7 小木曾家の人は、先祖である「一家」を「かずいえ」と呼んでいるとのこと
 だったので、そのように振り仮名を添えた。

3 8 古橋会蔵
 3 9 註1 前掲書 三三〇頁
 4 0 註1 2 前掲書 一〇四頁
 4 1 古橋会蔵『農業会雑誌』
 4 2 註1 2 前掲書 一一〇頁
 4 3 註1 前掲書 三二九頁
 4 4 古橋会蔵
 4 5 古橋会蔵
 4 6 『日本歴史大事典』小学館 二〇〇七年
 4 7 古橋会蔵
 4 8 古橋会蔵
 4 9 古橋会蔵
 5 0 古橋会蔵
 5 1 古橋会蔵
 5 2 古橋会蔵
 5 3 註1 前掲書 三一九頁
 5 4 註4 前掲書 二五二頁
 5 5 註4 前掲書 二五七頁

5 6 古橋会蔵
 5 7 註1 4 前掲書 六十頁
 5 8 古橋会蔵『農談会沿革』
 5 9 『愛知県史』資料編2 4 政治・行政1 近代1 二〇一三年、四二四頁
 6 0 農商務省編『大日本農史』下、博文館、一九〇一年、二六九〜二七〇頁
 註4 前掲書 二五一〜二六〇頁 この註は國雄行『近代日本と農政 明治前期の
 勸農政策』三〇一頁に記載。
 6 1 註8 前掲論文(二)四三九頁(『経済科学』三三(三・四)、名古屋大学経済学部、
 一九八六年三月)、一九八六年、古橋の経歴は日本農業発達史調査会編『日本農
 業発達史』三、中央公論社、一九五六年、二六二〜二六七頁 この註は國雄行
 『近代日本と農政 明治前期の勸農政策』三〇一頁に記載。
 6 2 註1 4 前掲書 三〇六頁
 6 3 註1 2 前掲書 九二頁に一部掲載
 6 4 註1 2 前掲書 九二頁
 6 5 註4 前掲書 二五六頁
 6 6 註4 前掲書 二五五〜二五六頁
 6 7 註4 6 前掲書
 6 8 註1 6 前掲書 七六五頁
 6 9 註1 2 前掲書 二二七頁
 7 0 註4 前掲書 二五六頁
 7 1 古橋会蔵
 7 2 註1 前掲書 三二〇〜三二九頁
 7 3 註1 2 前掲書 一二九頁〜一三七頁
 7 4 古橋会蔵
 7 5 註4 6 前掲書
 7 6 註1 2 前掲書 一八四頁
 7 7 註1 2 前掲書 一八五頁
 7 8 註1 3 前掲書 一四〇頁
 7 9 註1 2 前掲書 九九四頁
 8 0 註1 2 前掲書 一八五〜二〇六頁
 8 1 古橋会蔵
 8 2 註4 前掲書 二五六頁
 8 3 古橋会蔵
 8 4 註3 前掲書 一五一頁
 8 5 註4 前掲書 二五五〜二五六頁
 8 6 註8 前掲論文(二) 八三頁
 8 7 註7 前掲書 三八二頁

参考文献

- 乾宏巳『豪農経営の史的展開』雄山閣出版、一九八四年
- 伴野泰弘「明治一〇年代の愛知県における「農事改良運動」の展開(一)～(四)―
「老農時代」をめぐるて―」『経済科学』名古屋大学経済学部編 一九八六年～一
九八八年
- 羽賀登『維新の精神 豪農古橋暉兒の生涯』雄山閣出版、一九九三年
- 『稲武町史』資料編 近現代 一九九九年
- 『稲武町史』通史編 二〇〇〇年
- 『愛知県史』資料編 28 農林水産業 近代5 二〇〇〇年
- 『日本歴史大事典』小学館 二〇〇七年
- 高木俊輔『明治維新と豪農 古橋暉兒の生涯』吉川弘文館、二〇一一年
- 『愛知県史』資料編 24 政治・行政 1 近代 1 二〇一三年
- 『豊田市史』10 資料編 近代 I 二〇一六年
- 『愛知県史』通史編 6 近代 I 二〇一七年
- 國雄行『近代日本と農政 明治前期の勸農政策』岩田書院、二〇一八年
- 『愛知県史』通史編 5 近世 2 二〇一九年
- 名古屋市図書館デジタルアーカイブ [http://e-](http://e-library2.gprime.jp/lib_city_nagoya/da/detail?filecod=0000000006-00001902)

http://e-library2.gprime.jp/lib_city_nagoya/da/detail?filecod=0000000006-00001902

明治12年8月から14年10月までの組織図

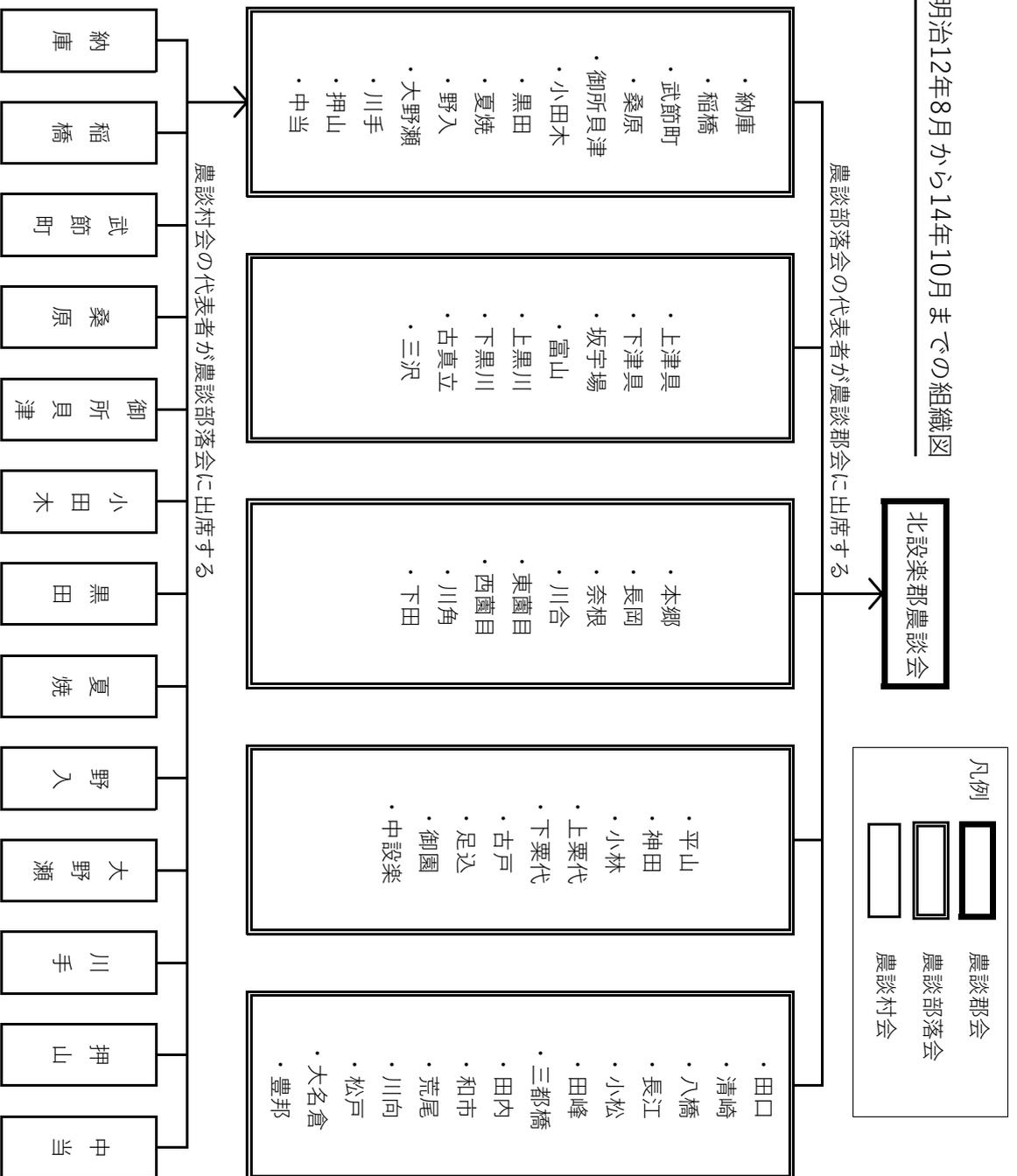


図1 明治12年8月から14年10月までの組織図

明治14年10月農談会規則修成以降の組織図

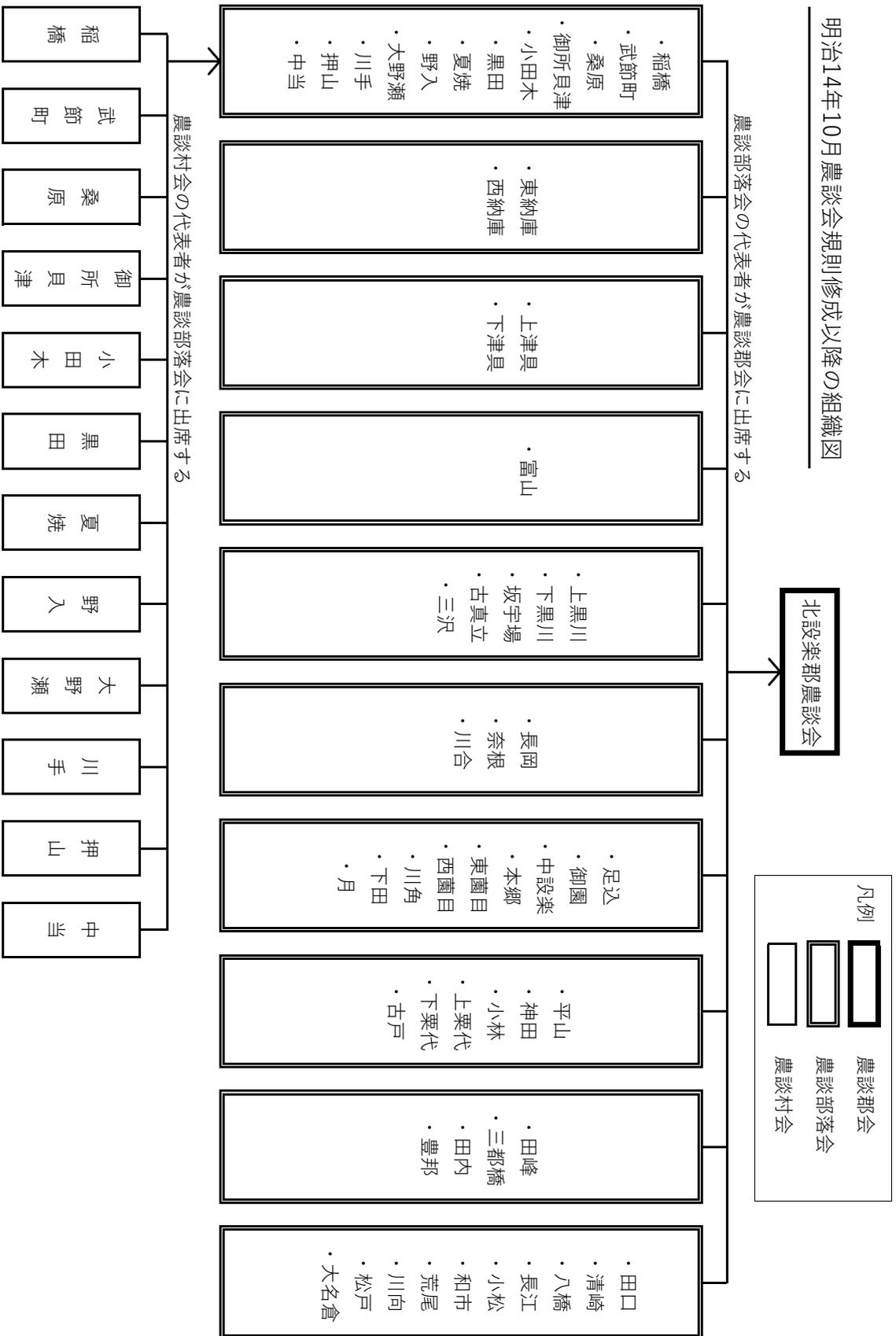


図3 明治14年10月農談会規則修成以降の組織図

